# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年1月1日 (第11期) 至 平成21年12月31日

# 株式会社GABA

東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

(E05636)

頁

# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年3月29日

【事業年度】 第11期(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社GABA 【英訳名】 GABA CORPORATION

【電話番号】 (03)5768-2000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 麻野 憲志 【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区元代々木町30番13号

【電話番号】 (03)5790-7000 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 麻野 憲志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

(はじめに)

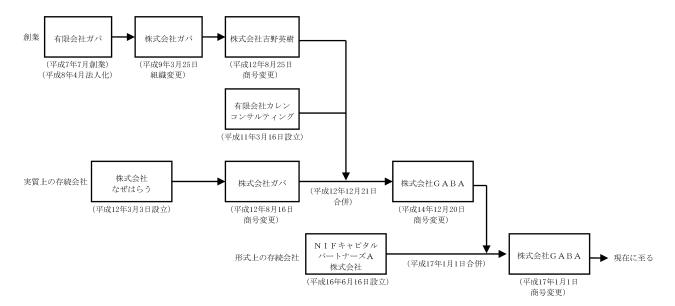
当社の前々身である有限会社ガバは、日本における英語教育の改革を目指し、平成7年7月に外国語会話のインストラクターをデータベース化し、全国各地の受講希望者とマッチングさせるという斡旋事業を目的として創業され、平成8年4月に有限会社として設立(平成9年3月に株式会社ガバに組織変更、その後、平成12年8月に株式会社吉野英樹に商号変更)されました。

一方、インターネットプロバイダー事業を行うために平成12年3月に設立された株式会社なぜはらう(平成12年8月に株式会社ガバに商号変更)は、当該事業の存続を断念した後、平成12年12月にグループ経営の健全化、合理化に向け、株式会社吉野英樹およびコンサルティング事業を行っていた有限会社カレンコンサルティングを吸収合併し、英会話事業を継承いたしました。さらに、平成13年3月より、株式会社ガバは「Gabaマンツーマン英会話」の名称で、インストラクター(講師)1人に対しクライアント(受講生)1人によるマンツーマンレッスン専門の英会話スクールの運営を開始し、平成14年12月には株式会社GABA(以下、旧株式会社GABAといいます)と商号変更しております。

その後、当社(形式上の存続会社 平成16年6月16日設立 設立時の商号はNIFキャピタルパートナーズA株式会社)は、青野仲達(前当社代表取締役社長)を中心とした経営陣によるMBO(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立されました。平成17年1月1日に、当社は旧株式会社GABAを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社GABAに変更し、現在に至っております。合併前の当社は、エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現、大和SMBCキャピタル株式会社)がMBO(マネジメント・バイ・アウト)のために設立した受け皿会社でありますので、以下における平成17年1月1日の合併以前の事項につきましては、別段の記述がない限り実質上の存続会社である旧株式会社GABAについて記載しております。また、事業年度の期数は、実質上の存続会社である旧株式会社GABAの期数を継承しており、平成17年1月1日より始まる事業年度を第7期としております。

(注) 当社では、英会話レッスンの講師をインストラクター、受講生をクライアントと呼んでおります。

当社の設立から現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。



# 1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高	(千円)	5, 520, 960	7, 656, 325	8, 777, 890	9, 043, 474	6, 702, 189
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	1, 115, 902	1, 425, 233	887, 203	651, 549	△150, 543
当期純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	△2, 867, 120	824, 321	522, 410	277, 548	△174, 598
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	_	-	_	_	_
資本金	(千円)	1,800,000	571, 521	594, 383	594, 738	594, 738
普通株式 発行済株式総数	(株)	20, 000	43, 052	43, 696	43, 706	43, 706
優先株式 		320	320	227	178	153
純資産額	(千円)	380, 102	1, 947, 466	1, 563, 389	1, 320, 868	869, 032
総資産額	(千円)	4, 165, 442	7, 022, 859	6, 764, 256	5, 939, 395	6, 616, 717
1株当たり純資産額	(円)	△140, 994. 88	$\triangle 29, 578.54$	△16, 809. 00	△11, 108. 98	△15, 584. 78
1株当たり配当額 普通株式 (うち1株当たり	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	_ (-)
中間配当額) 優先株式		(-)	65, 254. 80 (-)	122, 800. 00 (-)	148, 300. 00 (-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△143, 356. 01	20, 472. 29	11, 350. 69	5, 708. 38	△4, 475. 80
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	(円)	_	16, 708. 84	10, 001. 90	-	-
自己資本比率	(%)	9. 1	27. 7	23. 1	22. 2	13. 1
自己資本利益率	(%)	-	70.8	29.8	19. 2	_
株価収益率	(倍)	_	11.43	8. 55	3. 64	_
配当性向	(%)	_	_	_	_	_
営業活動によるキャッユ・ フロー	(千円)	2, 215, 657	2, 407, 026	867, 180	△2, 529, 127	1, 395, 684
投資活動によるキャッユ・ フロー	(千円)	△332, 519	△848, 909	$\triangle 1,067,522$	228, 490	△67, 787
財務活動によるキャッユ・ フロー	(千円)	13, 702	688, 393	△912, 135	△519, 345	△277, 237
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	2, 539, 412	4, 785, 922	3, 673, 445	853, 463	1, 904, 122
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	241 (29)	351 (41)	449 (41)	473 (39)	434 (29)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3. 第7期においては、合併に伴い抱合せ株式消却損3,485,479千円を計上しているため、当期純損失2,867,120 千円を計上しております。
  - 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため、記載しておりません。
  - 5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第7期については非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第10期については希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。第11期については1株当たり当期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりません。
  - 6. 第7期、第11期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。
  - 7. 第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第11期については、当期純損失が計上されたため記載しておりません。
  - 8. 従業員数は、就業人員数(契約社員数を含む)であり、各事業年度における臨時従業員の平均雇用人員数を ( ) 外数で記載しております。

- 9. 第8期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 10. 当社は、平成17年3月28日付で普通株式1株につき4株の株式分割を、平成18年5月15日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。なお、第7期および第8期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

# 2 【沿革】

その後、当社(形式上の存続会社 設立時の商号はNIFキャピタルパートナーズA株式会社)は、MBO(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として平成16年6月16日に設立され、平成17年1月1日に、当社を存続会社として旧株式会社GABAを吸収合併して事業を引き継ぎ、同日商号を株式会社GABAに変更し、現在に至っております。

当社(形式上の存続会社 設立時の商号はNIFキャピタルパートナーズA株式会社)の沿革は以下のとおりであります。

年月	事項
平成16年6月	NIFキャピタルパートナーズA株式会社設立
平成17年1月	実質上の存続会社である旧株式会社GABAを吸収合併し、商号を株式会社GABAへ変更する とともに、事業の目的を、有価証券等の取得および保有業務等から外国語スクールの経営等に変 更
平成17年1月	梅田LSを開設
平成17年1月	英会話学習教材等の販売を行うその他事業を開始
平成17年2月	千葉LSを開設
平成17年4月	池袋LSを移転、心斎橋LS、栄LSを開設
平成17年6月	銀座数寄屋橋LSと銀座一丁目LSを統合(銀座一丁目LSを閉校)
平成17年6月	溜池山王LSと赤坂見附LSを統合(赤坂見附LSを閉校)
平成17年7月	銀座LSを開設
平成17年7月	銀座数寄屋橋LSを閉校し、銀座LSに統合
平成17年12月	横浜LSを移転
平成18年3月	茶屋町LSを開設
平成18年6月	大宮LSを開設
平成18年6月	下北沢LSを移転
平成18年6月	六本木LSと広尾LSを統合(六本木LSを閉校)
平成18年8月	表参道LSを移転
平成18年9月	新宿LSを移転
平成18年9月	成城LSを移転
平成18年9月	成城LFを開設、子供向け英会話「Gabaグローバル・スターズ」開始
平成18年10月	神戸LSを開設
平成18年11月	池袋LSアネックス(別館)を開設
平成18年11月	関西事務所を開設
平成18年12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成19年1月	名古屋LSを開設
平成19年3月	八王子LSを開設
平成19年4月	北千住LSを開設
平成19年4月	二子玉川LSを移転拡張
平成19年8月	恵比寿LSを移転拡張(広尾LSを恵比寿LSに統合し、閉校)
平成19年9月	千葉LSを拡張リニューアル
平成19年10月	立川LSを開設
平成19年11月	京都LSを開設
平成20年1月	新橋汐留LSを移転
平成20年2月	川崎LSを開設
平成20年2月	広尾LFを開設
平成20年4月	渋谷LSを移転
平成20年6月	北千住LSを移転
平成21年2月	名古屋LSを閉校

年月	事項
平成21年3月	Gabaグローバル・スターズを成人向けシステムに統合するため、専用施設である成城LF、
	広尾LFを閉校。4月1日よりそれぞれ成城LS、恵比寿LSに統合
平成21年4月	大手町LSを開設
平成21年4月	目黒LSを移転
平成21年9月	「Gabaグローバル・スターズ」の事業名称を「Gabaこどもマンツーマン英会話(通称、
	Gaba kids) 」へ変更
平成21年9月	赤羽LSを開設
平成21年10月	池袋LSアネックス(別館)を池袋LSへ統合(池袋アネックス(別館)を閉校)

以下におきましては参考として、旧株式会社GABA(実質上の存続会社 株式会社なぜはらう)の設立以降の状況を記載いたします。

年月	事項
平成12年3月	株式会社なぜはらう設立
平成12年8月	株式会社なぜはらうから株式会社ガバへ商号変更するとともに本社を東京都目黒区中目黒へ移転
	し、事業の目的を、インターネットプロバイダー業等から外国語スクールの経営等に変更
平成12年12月	株式会社吉野英樹、有限会社カレンコンサルティングを吸収合併
平成13年3月	新宿東口LS、銀座数寄屋橋LSを開設
平成13年4月	新宿西口LSを開設
平成13年5月	渋谷LS、池袋LSを開設
平成13年6月	横浜LSを開設
平成13年10月	吉祥寺LSを開設
平成13年11月	銀座一丁目LSを開設
平成14年5月	銀座数寄屋橋LS、横浜LS増床
平成14年6月	新宿西口LSのブースを増設、新宿西口LSと新宿東口LSを統合(新宿東口LSを閉校)
平成14年10月	新宿南口LSを開設
平成14年12月	株式会社ガバから株式会社GABA(旧株式会社GABA)へ商号変更
平成15年1月	溜池山王LS、新橋汐留LSを開設
平成15年2月	東京LS、自由が丘LSを開設
平成15年3月	下北沢LSを開設
平成15年4月	表参道LSを開設
平成15年5月	二子玉川LSを開設
平成15年5月	新宿西口LSと新宿南口LSを統合(新宿西口LSを閉校)
平成15年6月	成城LS、広尾LSを開設
平成15年7月	六本木LSを開設
平成15年10月	赤坂見附LS、田町LSを開設
平成16年1月	藤沢湘南LSを開設
平成16年2月	青葉台LSを開設
平成16年4月	三軒茶屋LSを開設
平成16年5月	目黒LSを開設
平成16年6月	新百合ヶ丘LSを開設
平成16年10月	品川LSを開設
平成17年1月	MBO(マネジメント・バイ・アウト)のための受け皿会社として設立された当社(設立時の商
	号はNIFキャピタルパートナーズA株式会社)を形式的な存続会社として吸収合併される

- - 2. 従来、子供を対象とした英会話レッスンを開講するスクールをLF(ラーニングフィールド)と呼んでおりましたが、平成21年4月よりLSに統合しております。

# 3 【事業の内容】

当社は、「Gabaマンツーマン英会話」、「Gabaこどもマンツーマン英会話(通称、Gabakids)」の名称で、マンツーマンレッスン専門の英会話スクールを運営しております。日本人は、大学を卒業した時点で約10年の英語学習経験があるにもかかわらず、世界に通用する英語力を身につけている人は少ないと言われております。当社は実践を意識した英会話習得サービスを提供することによって英語教育手法を革新し、国際舞台で活躍できる人材を育成することで、社会に貢献することを目指しております。

当社の事業は、英会話事業とその他事業に大別されます。

# (1) 英会話事業

英会話事業においては、大学生・社会人等を対象とした成人向けマンツーマン英会話レッスン「Gabarンツーマン英会話」および子供を対象としたマンツーマン英会話レッスン「Gabacĕもマンツーマン英会話 (通称、Gabakids)」の事業名称で、マンツーマン英会話レッスンの提供およびレッスン用教材の販売を行っております。

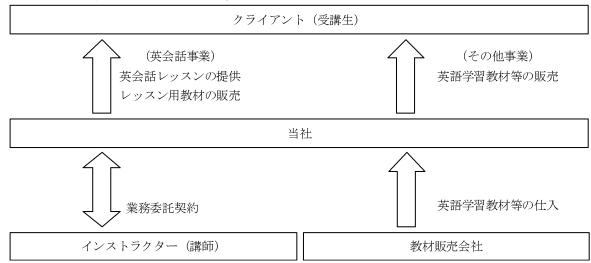
グループでの学習では困難な、クライアントごとにカスタマイズされた個別カリキュラムの提供を行うことで、クライアントが最大限の学習効果を得ることができるよう努力しております。すなわち、英語学習の目的と開始時のレベルおよび上達のスピードがクライアントごとに異なるという課題に対し、クライアント一人ひとりの目標と希望に応じてカリキュラムをカスタマイズして提供しております。さらに、マンツーマンレッスンは通常、グループレッスンと比べて時間当たりの会話量が豊富なため、効率的に英会話スキルの上達を図ることができると考えられます。

また、「Gabacどもマンツーマン英会話(通称、Gabakids)」においては、成人向けマンツーマンレッスンで培ったマンツーマン教授法およびビジネスモデルを生かしつつ、子供の特性に合わせたカリキュラムにて展開しております。

平成21年12月末現在、LSは関東に30校、関西(大阪市・神戸市・京都市)に5校、中部(名古屋市)に1校の計36校を直営方式で展開しております。

# (2) その他事業

当社は、スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の 販売をその他事業と位置づけております。インターネット上で利用することができる英語コミュニケーション能 力測定テストや各種リーディング教材、英文添削コース等のほか、提携企業の提供する通信講座を販売し、総合 的な英語コミュニケーション能力の向上をサポートしております。



- - 2. 当社では、英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクターと呼んでおります。
- 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

# 5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

(平成21年12月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
434人 (29人)	30. 3歳	3年 5ヶ月	4,225千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
  - 2. 従業員数欄の()外書は、最近1年間の臨時従業員の平均年間雇用人員数であります。
  - 3. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
  - 4. 業務委託契約のインストラクター(講師)が、当事業年度末現在において850名存在しておりますが、業務委託契約のため上記には含めておりません。
- (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑円満に推移しております。

# 第2【事業の状況】

# 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、一部において復調の兆しもみられたものの全面的な回復には至らず、雇用環境の悪化やそれに起因する消費マインドの冷え込みは依然深刻な状況にあります。また、当社の事業領域である外国語会話教室市場においても、外部環境の影響は大きく、縮小傾向のまま推移しております。

このような中、当社は厳しい経済環境下においても選ばれるスクールとなることを目指し、顧客満足・顧客志向を基本方針とした事業展開を行っております。当社最大の商品である高品質なレッスンをはじめ、適時適切なカウンセリング、通いやすく快適なレッスン環境等を総合的に提供し、クライアントの英会話力習得・向上に寄与できる体制の維持向上に努めております。

当事業年度における新規入会者の獲得は、前事業年度と比較し2割程度の落ち込みとなっております。これは、厳しい経済情勢が入会を検討される方の心理を冷え込ませていることに加え、広告宣伝費を前事業年度と比較しほぼ半減させている影響があったためと推測しております。その一方で、1つのコースを修了したクライアントが新しいコースで受講を継続する比率である契約継続率は依然堅調に推移しており、継続契約者数は前事業年度とほぼ同数を維持する結果となりました。以上により、当事業年度末において、当社スクールに在籍するクライアント数は16,956人となりました。新規入会者数の減少は契約継続率の向上ではカバーしきれず、当事業年度における売上高は前事業年度と比較し減少しております。

また、クライアントの受講契約期間に応じて受講料を按分計上する従来の収益計上基準を平成21年1月1日より変更し、変更日以降に締結した契約に基づく受講料については、クライアントがレッスンを受講することにより役務提供が完了した時点で、1レッスン毎に当該レッスンにかかる受講料を売上高として計上する方法を採用いたしました。この変更により、売上高の一部について従来の基準により計上した場合と比較して計上時期が遅れることとなった結果、当事業年度における売上高は前事業年度と比較し減少しております。

売上高に対する売上原価率は前事業年度と比較して13.0ポイント増加し65.4%となりました。前述の理由により 売上高が減少しているため、売上原価の売上高に占める割合は相対的に上昇しております。売上原価の主な内容と しましては、委託講師報酬について昨年4月に単価の引き上げがあったものの、クライアント数の減少により提供 レッスン数が減少しているため、委託講師報酬の総額が減少しております。また、スクール運営に係るコストにつ いても、人員数の減少に伴う人件費の減少や運営効率の見直しによる諸経費の削減努力により減少しております。 これらの理由により、売上原価の総額は前事業年度と比較し減少しております。

売上高に対する販管費率は前事業年度と比較して3.3ポイント減少し37.8%となりました。販管費の主な内容としましては、広告宣伝効率の抜本的な見直しにより広告宣伝費が減少したほか、人員数の減少に伴う人件費の減少、従来外部に委託してきた業務の内製化や本社管理業務に係る諸経費の見直しによりそれぞれのコストが減少しております。これらの理由により、販管費の総額は前事業年度と比較し減少しております。

また、本年10月末に池袋LSアネックス(別館)を池袋LSへ統合したこと等により固定資産除却損29,419千円を計上したほか、本社移転の決定、ならびにLSの閉鎖統合の決定等により、店舗閉鎖損失引当金繰入額106,259千円を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6,702,189千円(前事業年度比25.9%減)、営業損失210,649千円(前事業年度は営業利益584,250千円)、経常損失150,543千円(前事業年度は経常利益651,549千円)、当期純損失は174,598千円(前事業年度は当期純利益277,548千円)となりました。

なお、前述の収益計上基準変更により、従来の基準により計上した場合と比較して、売上高が1,158,559千円減少し、それにともない営業利益、経常利益および税引前当期純利益も同額減少しております。

(ご参考) 従来の収益計上基準により計上した場合は以下のようになります。

平成21年12月期(平成21年1月1日~平成21年12月31日)

(%表示は対前年同期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		税引前当期純利益	
[従来基準]	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
21年12月期通期	7, 860	△13. 1	947	62.2	1, 008	54. 7	867	84. 0

(単位:千円)

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
売上高	5, 520, 960	7, 656, 325	8, 777, 890	9, 043, 474	6, 702, 189
経常利益または経常損失(△)	1, 115, 902	1, 425, 233	887, 203	651, 549	△150, 543
当期純利益または 当期純損失(△)	△2, 867, 120	824, 321	522, 410	277, 548	△174, 598
クライアント数(単位:人)	12, 102	16, 073	19, 260	18, 443	16, 956
ブース数(単位:ブース)	485	583	705	743	718
スクール数	27	30	35	37	36

(注) ブース数ならびにスクール数は、LSとLFを合算して記載しております。

事業別の概況につきましては、以下のとおりであります。

#### (英会話事業)

英会話事業においては、引き続き、カウンセラーのカウンセリングスキル、インストラクターのティーチングスキル向上のための研修実施等により満足度の高いサービス提供に努めております。

スクールの状況としましては、4月に目黒LSを移転したほか、4月に大手町LS、9月には赤羽LSを新設いたしました。また、2月に名古屋LSを閉鎖したほか、子供向け英会話専用の施設であった成城LFおよび広尾LFを3月末にて閉鎖し、それぞれ近隣の成城LS、恵比寿LSに統合いたしました。

子供向け英会話「Gabaこどもマンツーマン英会話(通称、Gabakids)」につきましては、従来、学習カリキュラム、レッスン予約、受講料支払方法等において、成人向け英会話「Gabaマンツーマン英会話」とは異なる運営システムで展開していたことから専用施設(LF)において運営してまいりましたが、3月末をもってLFを閉鎖し、4月より学習カリキュラム等一部を除いて成人用運営システムへ統合し、成人用施設(LS)におけるレッスン提供を可能としております。

Gaba kidsは受け入れ態勢の整ったLSより順次レッスン提供を開始しており、当事業年度末では、恵比寿、自由が丘、新百合ヶ丘、成城、立川、八王子、二子玉川、青葉台、千葉の各LSにおいて開講しております。

以上により、当事業年度末において、関東地区に30LS、中部地区に1LS、関西地区に5LS、計36LSを展開する体制となりました。今後も引き続き資産の運用効率を見直し、今後の成長が見込める事業に対して経営資源を集中させる施策を推進してまいります。

地域別の売上高実績といたしましては、関東の売上高は5,517,194千円(英会話事業売上高に占める割合は82.9%)、中部の売上高は246,881千円(英会話事業売上高に占める割合は3.7%)、関西の売上高は890,927千円(英会話事業売上高に占める割合は13.4%)となりました。また、規模別売上高の比率としましては、大型スクールが61.9%、小型スクールが38.1%となっております。

その結果、当事業年度における英会話事業の売上高は6,655,003千円(前年同期比26.0%減)となりました。

# (その他事業)

スクールレッスンを補完し、クライアントの英会話力向上をサポートするための各種英語学習教材の販売をその他事業と位置づけております。当事業年度におけるその他事業の売上高は47,186千円(前年同期比0.4%増)となりました。

- (注) 1. 当社では、大学生・社会人等を対象とした成人向け英会話レッスン「Gabaマンツーマン英会話」および子供を対象とした英会話レッスン「Gabaこどもマンツーマン英会話(通称、Gabakids)」を開講するスクールのことをLS(ラーニングスタジオ)と呼んでおります。
  - 2. 従来、子供向け英会話レッスンは「Gaba factorial Gaba fa
  - 3.20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。
  - 4. 英会話事業の受講生をクライアント、講師をインストラクター、レッスンプランの作成や定期的なカウンセリングを通じ、クライアントの英語学習をサポートするスタッフをカウンセラーと呼んでおります。

# (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物が前事業年度末に比べ1,050,659千円増加(前事業年度は2,819,982千円の減少)し、1,904,122千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

# (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により得られた資金は1,395,684千円(前事業年度は、2,529,127千円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純損失の計上291,397千円、前受金の増加1,200,479千円および受講料金銭信託の減少259,324千円によるものであります。

# (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は67,787千円(前事業年度は、228,490千円の収入)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出72,527千円、敷金及び保証金の差入による支出64,255千円および敷金及び保証金の回収による収入95,729千円によるものであります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は277,237千円(前事業年度は、519,345千円の支出)となりました。これは自己株式(優先株式)の取得による支出250,840千円、優先株式の配当金支払による支出26,397千円によるものであります。

# 2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

当社は英会話事業を主要な事業として行っていることから、生産及び受注に該当するものはありません。

# (2) 販売実績

販売実績を事業別に示すと以下のとおりであります。

事業	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)				
	金額 (千円)	前年同期比(%)			
英会話事業	6, 655, 003	74.0			
その他事業	47, 186	100.4			
合計	6, 702, 189	74. 1			

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 英会話事業の販売実績を地域別、規模別に示すと以下のとおりであります。

# イ) 地域別実績

地域	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)					
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)		
関東地区	30	570	5, 517, 194	73.8		
中部地区	1	28	246, 881	65.3		
関西地区	5	120	890, 927	78.3		
合計	36	718	6, 655, 003	74. 0		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。

# 口) 規模別実績

規模	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)					
	期末スクール数	期末ブース数	売上高(千円)	前年同期比(%)		
大型スクール	16	435	4, 121, 990	71.8		
小型スクール	20	283	2, 533, 013	77.9		
合計	36	718	6, 655, 003	74.0		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. 当社では、マンツーマン英会話レッスンを行うスペースをブースと呼んでおります。
  - 3. 20ブース以上のスクールを大型スクール、19ブース以下のスクールを小型スクールとしております。

# 3【対処すべき課題】

当社は、マンツーマンレッスンに特化しターゲットを明確にしたマーケティング活動に注力してきた結果、厳しい 状況に置かれている外国語会話教室市場において、高付加価値な英会話サービスを提供する事業者として認知された ものと認識しております。引き続き業界における存在感を高めさらなる成長を実現するため、より一層の差別化を図 り、高品質のサービスを提供し続けることにより顧客満足度の向上に努めてまいります。

当社は、英会話業界における上場会社として、コンプライアンス・内部統制の整備に努めております。顧客が外国 語会話教室運営事業者を選択する際、健全な事業運営体制が整備されていることがより重要な要件になっているとい う認識のもと、信頼性確保、顧客満足の実現に努めてまいります。

当社の対処すべき課題および具体的な取り組み状況は以下のとおりであります。

#### イ) サービスクオリティーの継続的向上

- ・カウンセラーには、学習支援・定期カウンセリング等を通じたクライアントサービスおよびセールススキルを中 心に積極的に研修活動を行ってまいります。
- ・インストラクターには、ティーチングスキルについての認定制度を導入しており、レッスンスキルとレッスンク オリティーの維持向上をさらに促進してまいります。
- ・インターネット上にクライアント専用サイト「myGaba」を用意しており、継続的に機能強化を図っております。これにより、LSでのレッスンだけでは対応できないeラーニングやオンラインサービス等を提供することで、オフラインとオンラインの融合を目指し、より付加価値の高いサービスの提供を行ってまいります。
- ・クライアントの声を活かしサービスの改善を図っております。「myGaba」より、クライアントが各種の意見ならびに個々のレッスン評価を送信できるようになっており、その意見等は直接本社の担当部門が集計し、ダイレクトにスクール運営に反映させております。また、クライアントから直接意見を聞く場を設け、クライアントからの意見をスクール運営に反映させることにより、サービスクオリティーの継続的な向上に取り組んでまいります。

#### ロ)経営効率の継続的改善

- ・マーケティング効率の向上を図るために、媒体ごとの反響からそれぞれの経済性を継続的に見直し、効率のよい 広告活動の実現に取り組んでまいります。
- ・単にスクール数を増やすのではなく、利益率の維持向上を図りつつ企業成長を達成するために、スクール開設、 閉鎖および増減床の最適なタイミングの判断に努めてまいります。
- ・I Tを積極的に活用しており、「GabaWeb」と呼ばれる基幹業務システムを内製しております。当該システムは、社内の業務管理を目的としたものであり、クライアント管理だけでなく経理・財務等の業務管理にも対応しております。当該システムの活用、改善等により、今後も継続的に経営効率の改善を図ってまいります。

# ハ) 法令等への対応

・当社では、従前よりコンプライアンスを重視しており、その強化に取り組んでおります。当社の提供する英会話レッスンは、その殆どが「特定商取引に関する法律」における特定継続的役務提供に該当し、同法ならびに関連法令に基づく規制を受けておりますが、同法を遵守し、公正かつ誠実に運営をするべく努めております。

#### ニ)優先株式について

・当社は、当事業年度末で153株(発行価額1,530百万円)の優先株式を発行しております。当該株式については、 配当負担の軽減および普通株主への利益還元を含む資本政策の自由度を確保するために、財務状況に鑑み、着実 な取得および消却を進めてまいります。

なお、株式会社の支配に関する基本方針については、現状の財政状態、経営成績の推移および株主構成等に鑑み特 段の方針を定めておらず、また現時点では買収防衛策導入もしておりません。今後当社において基本方針を決定する 場合には、企業価値の維持・向上の観点から、専門家等の意見を勘案し、株主の皆様の利益に資することを前提に検 討いたします。

# 4【事業等のリスク】

当社が事業を遂行するにあたり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、一部将来に関するリスクについては、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### ①当社の事業展開におけるリスクについて

#### (イ)外国語会話教室市場の動向と競合の状況について

経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によれば、平成19年10月に発生した業界大手事業者撤退という影響を受けたこと、ならびに経済環境の悪化により市場が急激に冷え込み、当事業年度に入ってからも縮小傾向が続いております。

その一方で、外国語を話すことができれば個人でも教室を開設することが可能であり、新規参入が比較的容易な市場であります。今後、外国語会話教室市場の市場規模がさらに急速に縮小した場合や、市場内での新規参入が活発になり競争激化による低価格競争に陥った場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はマンツーマンによるレッスンに特化していることから、マンツーマンによるレッスンの当該市場における評価が著しく低下した場合、あるいはマンツーマンレッスンに特化した有力な競合企業が現れた場合等には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ロ)スクール開設および立地改善について

当社は現在、関東および関西(大阪市・京都市・神戸市)、中部(名古屋市)を中心にスクール開設を行っておりますが、LS(ラーニングスタジオ)開設方針として、駅近隣の立地であること、物件のグレードが高いこと、貸室㎡単価が周辺相場に比べ割安な物件であること、物件面積では100~300㎡程度であることを重視しております。

しかしながら、開設予定地における物件の確保が計画通り進まない等の理由により、新たなスクール開設または既存スクールの立地改善・拡張等ができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (ハ) 基幹業務システム「GabaWeb」への依存について

当社の業務管理は基幹業務システムである「GabaWeb」に大きく依存していることから、データバックアップの定期的な保持および地震などの災害からの影響を軽減させる体制を整備しております。また、当社では有能なシステムエンジニアを採用し、当該基幹業務システムの構築・運営・管理は当社のIT担当部門で行っております。

以上のように、基幹業務システム保持の体制を整備しておりますが、万が一、何らかの理由により、サーバーが同時に停止した場合等には、業務推進に支障をきたすこととなり、業績にも影響を及ぼす可能性があります。

#### (ニ)インストラクターの確保について

当社はマンツーマン形式の英会話レッスンのみを提供しており、当該英会話レッスン方法では、各クライアントの個人ニーズに合わせたレッスン提供体制が必須と考えております。そのため、当社では60カ国以上の国籍の様々な経歴を持つインストラクターを主に業務委託契約により確保しており、当社と良好な関係を維持しております。インストラクター全員がネイティブレベルであることはもちろんのこと、知識、教養、柔軟性を兼ね備えていることを書類と面接をとおして確認し、業務委託契約を締結しております。

今後の業容拡大によるクライアント数の伸長予測に従いインストラクター数を増加させ、十分なレッスン数の 提供に取り組んでおりますが、予想以上のクライアントの獲得やレッスン需要の季節変動等によりレッスン需要 に急激な増加があった場合、当社の認定基準を満たすインストラクターを必要数確保できない可能性がありま す。さらに、業務委託という関係上、各インストラクターによる提供レッスン数はインストラクターの自主性に 依存するため、クライアントからの需要に応じたレッスン数の供給ができない可能性があります。これらの可能 性が顕在化し、レッスンの供給不足が生じた場合、また、今後の業容拡大により安定的なレッスン供給体制を確 保するため、業務委託契約という関係につき見直しせざるを得ない状況となった場合、もしくは委託講師報酬の 引き上げを余儀なくされた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (ホ)法的規制等について

当社の事業展開に関係する法的規制等の概要は以下のとおりであります。

#### (特定商取引に関する法律)

当社によるクライアントへの英会話レッスンの提供は、その殆どが同法の定める特定継続的役務提供に該当し、同法ならびに関連法令に基づく規制を受けております。

当社は、同法および割賦販売法等の関連法令が定める項目が記載された概要書面および契約書面の交付、クーリング・オフないし中途解約への対応等、同法および割賦販売法等の関連法令の遵守に努めておりますが、 今後同法または割賦販売法等の関連法令の改正等が生じた場合には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績 に影響を及ぼす可能性があります。

また、これまで、クーリング・オフ等による大量の解約が発生した事実はありませんが、今後、大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (不当景品類及び不当表示防止法)

当社は、販売促進行為の一環として販促グッズ等の景品類を用いることがあり、また広告等の表示による宣伝は、反響の大きい有効な手段であるため、不当な景品類や、不実の内容・誇大な表現による不当表示を排除し、不当景品類及び不当表示防止法に違反しないよう、十分に留意しております。

当社においては、上記法的規制の遵守を徹底しておりますが、万が一、広告等の内容が不実・誇大であるとみなされる事項があった場合等には、行政処分の対象となることがあり、その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (個人情報の保護に関する法律)

当社は、クライアント・インストラクター等の個人情報を保有、管理しており、個人情報の保護に関する法律に定められる個人情報取扱事業者として、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの適用を受けております。

当社は、個人情報保護規程の制定等、同法および関連法令ならびに当社に適用される関連ガイドラインの遵守に努めておりますが、不測の事態によって当社が保有する個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等の事態が発生した場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社の信用低下、当社に対する損害賠償請求等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (雇用保険法に基づく教育訓練給付制度について)

当社では、雇用保険法に基づいた「教育訓練給付制度(注)」の適用を受けた講座を提供しており、当事業年度における前受金収入に占める割合は約2割となっております。従いまして、当社の講座が何らかの理由により同制度による厚生労働大臣の指定を受けられなくなった場合、同制度によって給付される金額が変更されるなど制度の内容が変更された場合あるいは制度自体が廃止された場合等には、クライアント数が大きく変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)教育訓練給付制度とは、働く方の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険法に基づく給付制度であります。当該制度は、本書提出日現在においては「被保険者期間3年以上、給付率20%、上限額10万円」と定められており、初めて同制度を利用する人のみ、「被保険者期間1年以上、給付率20%、上限額10万円」の給付要件により利用が可能となります。

#### (労働基準法等)

当社では、前項「(ニ)インストラクターの確保について」に記載のとおり、インストラクターとは業務委託契約を締結し、クライアントへの英会話レッスンの提供を委託しております。当社からレッスンの時間・勤務先スクールを指定することはないこと、インストラクターが提供するレッスンの内容について具体的な指示を与えていないこと等に鑑み、当社は、現状においてインストラクターは労働基準法等が定める「労働者」に該当しないものと考えております。

しかしながら、今後労働基準法等の適用を受ける「労働者」の定義に関する法令の改正、裁判例の変遷や行政当局による対応の変化が生じた場合等には、これに応じた対応を迫られ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (出入国管理及び難民認定法)

出入国管理及び難民認定法は、外国人はいずれかの在留資格が付与されて初めて入国・在留が認められ、当該在留資格に定められた活動ができるものとしており、就労についても、認められるもの(人文知識・国際業務等)、原則として認められないもの(留学・就学等)、個々の許可内容によるもの(特定活動)等様々な在留資格が存在し、かかる在留資格の付与、および在留期間の更新は法務大臣の裁量に委ねられています。

当該法令の改正や裁判例の変遷が生じた場合のみならず、法務大臣の裁量権の範囲内において在留資格の付与・在留期間の更新等に関する方針の変更等が生じた場合においても、外国人の日本への入国・在留期間が現在よりも制限される可能性があり、かかる場合には当社の事業に必要なインストラクターを確保することが困難となる等により当社の業務運営に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (下請代金支払遅延等防止法)

当社によるインストラクターに対する英会話レッスンの提供の委託については、当社を親事業者、各インストラクターを下請事業者として下請代金支払遅延等防止法の適用があり、当社は、インストラクターに同法第

3条第1項に定める事項を記載した書面を交付する等、同法および関連法令の遵守に努めておりますが、今後かかる同法または関連法令の改正、行政当局による対応の変化が生じた場合には、新たな義務の遵守と、それに応じた対応を迫られ、システム対応等の費用負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# (へ)ブランドが毀損するリスクについて

当社は、競争の激しい外国語会話教室市場において、マンツーマンによるレッスンに特化した差別化戦略を採用しており、競合企業への対応策としてブランド価値を重視した経営を行っております。

当社では、ブランドイメージの向上および浸透に努めておりますが、広告活動等において予想どおりの効果が得られる保証はなく、また、今後、当社にクライアントやインストラクター等との重大なトラブル、係争もしくは法令違反等が発生あるいは判明した場合、またはインターネットやマスコミ報道等の内容によっては、当社のブランドイメージの社会的評価が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、他社が提供する「Gaba」に類似した名称等の商品またはサービスが何らかの社会問題を引き起こした場合、当社のブランドイメージが損なわれ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (ト)知的財産権について

当社は、前項「(へ)ブランドが毀損するリスクについて」に記載のブランド戦略のもと、積極的な商標権の登録を行っております。ただし、当社ロゴについて当社が保有する商標権のうち、一部の商標権(登録番号第4803256号および第4803262号の商標権。以下、「当社商標権」といいます)は、当社ロゴと類似の登録商標にかかる商標権(登録番号第3113061号、第4636946号および第4636959号の商標権。以下、「第三者商標権」といいます)を保有する第三者から譲り受けたものであり、当該譲り受けに際して、当社は当該第三者との間で、

「『ガバ』ないし『GABA』の文字を含む標章を商標として使用する場合には」、第三者商標権との混同を避けるため、当社ロゴの文字部分と「同一の書体の商標以外は使用しない」旨を含む合意(以下、「本件合意」といいます)をしております。本件合意に基づき、当社は、「ガバ」の呼称を生ずる部分を含む標章を商標として使用する場合には、原則として、当該部分について当社ロゴの文字部分と同一の書体の文字を用いる運用をすべきものと理解しております。

また、当社は、自社開発・設計しているプログラムやソフトウェアにつき、いわゆる公知の基礎技術を改良または組み合わせることにより構築する方針を採用しており、現在のところ第三者の特許権・実用新案権を侵害している事実を認識しておりません。

現在において、その他著作権を含む知的財産権の侵害等を理由とする第三者による請求等を受けておりませんが、当社の知的財産権等に関する理解、調査、管理等が必ずしも正確かつ十分である保証はなく、知的財産権の侵害等を理由に、損害賠償あるいはシステム等の使用差止等を第三者から請求された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

# ②経営成績及び財政状態について

# (イ)受講料の前受について

当社の属する外国語会話教室市場では、受講期間が長期にわたるものもあるため、一般的に役務提供期間にわたって売上計上が行われ、申込み時に入金された受講料のうち未受講レッスン相当額が前受金として貸借対照表上の負債の部に計上されております。

当事業年度末における前受金は5,084,515千円(前事業年度末比30.9%増)であり、総資産の76.8%となっております。

前受金の総資産に対する比率は高水準で推移しております。短期間に多くのクライアントが中途解約を行った場合等には、多額の前受金の返金が発生し、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では平成20年5月より、財政状態の透明性を高めクライアントに安心して受講いただく仕組みを整えることを目的として、レッスン未提供分受講料の一部を当社の固有財産から切り離して信託する保全措置を開始しました。当事業年度末日における受講料金銭信託額は2,098,191千円であり、当措置により当社の資金の一部は固定化されているため、何らかの事情により当社の保有する資金で賄うことが出来ないほどの資金需要が発生した場合は、当社の財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (ロ)減損会計の適用について

当事業年度において当社が減損損失を認識している資産はありませんが、将来事業収益が低下した場合には認識を必要とされる事態が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③当社株式に関する事項について

#### (イ)新株予約権の付与について

当社は、平成17年3月30日、平成17年8月25日、平成17年12月12日および平成18年1月18日の臨時株主総会に おいて旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行に関する特別決議を行っておりま す。

当該決議に基づく潜在株式数は平成21年12月31日現在7,048株(当社普通株式の発行済株式総数の16.1%)であり、新株予約権が行使された場合には、当社の株式価値は希薄化することになります。

#### (ロ)主要株主である大和SMBCキャピタル株式会社について

平成19年5月30日の当社の主要株主であったテイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合の解散に伴い、同組合への主要出資者であった大和SMBCキャピタル株式会社(平成20年10月1日付でエヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社より社名変更)が新たに主要株主となりました。平成21年12月31日現在、潜在株式を含む当社普通株式の51.99%(潜在株式を除く当社普通株式の60.38%)を保有する同社は、当社がMBO(マネジメント・バイ・アウト)を実施した時から当社経営陣と協力関係を保ちながら、当社の株式上場を目指して協力してきた友好的パートナーでありますが、同社の保有する株式の売却が株式市場で行われた場合や、株式市場での売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。また、事業戦略上のアライアンス先への譲渡を行った場合でも当該譲渡先の保有株数や当社に対する方針によっては、当社の事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の業務遂行に資する意見を得るため、当社取締役5名のうち1名を同社より招聘しております。取締役の状況は、当社独自の経営判断を妨げるものはなく、当社の経営上の自立性・独立性は保たれているものと判断しております。

# (ハ)優先株式の発行、取得および消却について

当社は、財務体質強化のため、平成17年12月12日開催の臨時株主総会決議により、平成17年12月15日に第1回 A種優先株式320株を発行しております。発行価額(払込金額)は1株当たり1,000万円であり、株式会社大和証券グループ本社(200株)および有限会社ジュピターインベストメント(現合同会社ジュピターインベストメント)(注1)(120株)を引受先として、総額3,200百万円の資金を調達しております。

当該優先株式は、剰余金の配当、残余財産の分配について普通株式に優先し、剰余金の配当については、日本円TIBOR (12ヶ月物) に0.5%を加算した年率が優先配当年率として定められております。当該計算に基づいて算出された優先配当金の全部または一部を支払えない場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積することとなっております。なお、当該優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位となっております。

また、当該優先株式には取得請求権が付されており、優先株主から取得請求がなされた場合、取得請求日(毎年4月14日。ただし、当日が非営業日である場合は翌営業日)から30日以内に、取得請求がなされた優先株式数に1株当たりの取得価額(注2)を乗じた金額(ただし、分配可能額を超える場合は分配可能額の範囲内)で当該優先株式を取得することとなっております。なお、当該優先株式には普通株式への転換権は付与されておりません。

以上のように、当該優先株式は、今後の当社の財政状態および普通株式の配当に影響を与えることとなります。当社は優先株式の配当負担を軽減し、企業価値の一層の向上を図るため、取得条項に基づき、平成21年3月19日の取締役会決議により、同年4月3日に株式会社大和証券グループ本社より16株、合同会社ジュピターインベストメントより9株、合計25株の優先株式を取得しました。取得済株式は、同年4月30日の取締役会決議に基づき同日付で消却したため、当事業年度末における優先株式残高は153株となっております。

従いまして、当該優先株式の取得請求可能株式数は下表のとおりとなっております。

年月日	取得請求可能株式数(*)		
平成21年4月14日以降	153株		

- (\*) 当該取得請求日までに当社により新たに取得された当該優先株式の数が控除されます。
- (注) 1. 合同会社ジュピターインベストメントの株式は、The Goldman Sachs Group, Inc. が100%間接保有しております。
  - 2. 1株につき当該優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および当該優先株式の累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき当該優先株式の優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる)を加算した額とします。ただし、当該事業年度において当該優先株式の優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とします。

# ④配当政策について

当社は、平成21年12月期において当期純損失を計上し、処分可能な剰余金を有しないため、普通株式、優先株式とも当事業年度の配当を実施しておりません。

当社は、「(4)事業等のリスク ③当社株式に関する事項について (ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の償還に備えるため、相当金額を留保する必要があります。従いまして、平成22年12月期の利益配分につきましては、優先株式については定められた配当率に従い配当(1株当たり110,000円、ならびに平成21年12月期における累積配当額 1株当たり131,900円)を行う予定でありますが、普通株式については配当を行わない予定です。

今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や投資等の実施状況および今後の計画を勘案し、内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

# 5【経営上の重要な契約等】

当事業年度末現在における経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

契約の名称	契約の形態及び内容	契約期間
前受金管理信託契約	委託者 株式会社GABA 受託者 株式会社三井住友銀行 受益者 顧客 受益者代理人(甲) 当社従業員(注1) 受益者代理人(乙) 弁護士(注2) 契約内容 委託者がその顧客より受取るレッスン受講料(前受金)の全部又は 一部を管理する目的で受託者に信託し、受託者がこれを引受ける契	託者のいずれか一
	約であります。	方が、他方に対し 本件信託契約の期間を延長しなり申し と書面により申し 出た場合を除っの 間はさらに延長がの期間はさらに延長があるしてが ずるものとしております。

- (注1) 契約上特定の従業員との契約となっております。
- (注2) 契約上特定の弁護士との契約となっております。

上記契約に基づき、毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融機関に信託し、会社資産とは分別して管理(受講料金銭信託)することにより保全しております。

仮に当社の事業が継続困難な状態に陥った場合には、受益者代理人(乙)が金融機関に対し信託財産の償還を請求し、 受益者(顧客)に対し信託財産の交付を行うこととなっております。

# 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

# 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りおよび判断を行っております。また、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況の財務諸表「重要な会計方針」」に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (2) 経営成績の分析

#### ① 売上高

当事業年度の売上高は6,702,189千円となり、前事業年度比25.9%の減少となりました。売上高が減少した主な要因は、当事業年度より収益計上基準を変更し、売上高の一部が次期以降に先送りされることになったこと、ならびに厳しい市場の影響を受け新規入会者数が減少したためであります。

なお、収益計上基準を変更しなかった場合の当事業年度の売上高は7,860,748千円であり、前事業年度比13.1%の減少となっております。

#### ② 売上原価

売上原価は4,380,933千円となり、売上原価率では65.4%、前事業年度の52.4%と比較して13.0ポイントの増加となりました。提供レッスン数が減少したことにより委託講師報酬が減少した他、スクールスタッフが減少したことにより人件費の減少があったこと、その他コスト圧縮策を講じたこと等により売上原価の総額は前事業年度と比較し減少しておりますが、売上高が減少したことにより、売上原価率は相対的に上昇しております。

# ③ 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は2,531,905千円となり、対売上高比率では37.8%、前事業年度の41.1%と比較して3.3 ポイントの減少となりました。これは広告宣伝費の大幅削減の他、本社人員が減少したことにより人件費が減少したこと、その他コスト圧縮策を講じたことによるものです。

# ④ 営業利益

上記の結果、当事業年度の営業損失は210,649千円となりました。前事業年度の売上高営業利益率は6.5%ですが、当事業年度は営業損失であるため営業利益率の算定はしておりません。

#### ⑤ 営業外損益

営業外収益は60,249千円となり、前事業年度比11.0%の減少となりました。 営業外費用は143千円となり、前事業年度比62.8%の減少となりました。

#### ⑥ 経常利益

上記の結果、経常損失は150,543千円となりました。前事業年度の売上高経常利益率は7.2%ですが、当事業年度は経常損失であるため、経常利益率の算定はしておりません。

# ⑦ 特別損益

特別損失は、LS移転・統合による固定資産除却損29,419千円、および店舗閉鎖損失引当金繰入額106,259千円を計上いたしました。

# ⑧ 当期純利益

上記の結果、税引前当期純損失は291,397千円となり、法人税、住民税及び事業税1,456千円、法人税等調整額 △118,256千円を計上した結果、当期純損失は174,598千円となりました。

#### (3) 財政状態の分析

当事業年度末の総資産は6,616,717千円となり、対前事業年度末比677,322千円の増加となりました。

#### ① 資産の状況

当事業年度末の流動資産は4,810,458千円となり、対前事業年度末比900,282千円の増加となりました。これ

は、自己株式(優先株式)の取得はあったものの、前受金の増加、受講料金銭信託の減少があったこと等による現金及び預金の増加1,050,659千円、受講料金銭信託の減少259,324千円等によるものであります。

また、固定資産は1,806,259千円となり、対前事業年度末比222,960千円の減少となりました。これは、LS施設等を除却したことによる有形固定資産の減少175,851千円、敷金及び保証金の減少31,474千円等によるものであります。

# ② 負債の状況

当事業年度末の流動負債は5,747,685千円となり、対前事業年度末比1,129,157千円の増加となりました。これは、収益計上基準の変更によりならびにクライアント1人あたりの契約金額の増加による前受金の増加1,200,479千円および賞与引当金の増加57,135千円等によるものであります。

# ③ 純資産の状況

当事業年度末の純資産合計は869,032千円となり、対前事業年度末比451,835千円の減少となりました。これは、当期純損失174,598千円を計上した他、自己株式(優先株式)の取得250,840千円をしたことによるものであります。

# (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

# 第3【設備の状況】

# 1 【設備投資等の概要】

当事業年度は、大手町LS、赤羽LSを開設し、目黒LS、本社を移転いたしました。

これにより総額160,752千円の設備投資を実施いたしました。

また、神戸LSを減床、成城LF、広尾LF、関西事務所、名古屋LS、池袋アネックスおよびクオリティセンター (事務所側) を除却いたしました。

これにより前事業年度末に計上した店舗閉鎖損失引当金より91,710千円を充当し、また固定資産除却損29,419千円を計上しております。

(注) 上記の設備投資の額には、敷金・保証金が含まれております。

# 2 【主要な設備の状況】

各事業所の設備、投下資本ならびに従業員の配置状況は、次のとおりであります。

(平成21年12月31日現在)

<b>市光</b> 元 A	事業の部	-		帳簿	価額(千円)			従業
事業所名 (所在地)	門別の名称	設備の内容	建物 (面積)	構築物	工具、 器具及び 備品	敷金及び 保証金	合計	員数 (人)
東京都 (渋谷LS、 他23LS)	英会話その他	教室設備	315, 822 (5301. 31 ㎡)	19, 059	110, 601	440, 536	886, 020	185
神奈川県 (横浜LS、 他3LS)	英会話その他	教室設備	53, 137 (796. 53 ㎡)	3, 710	14, 093	65, 068	136, 010	31
千葉県 (千葉LS)	英会話 その他	教室設備	14, 437 (230. 77 m²)	_	4, 501	15, 455	34, 394	7
埼玉県 (大宮LS)	英会話 その他	教室設備	14, 971 (125. 63 m²)	854	7, 265	5, 700	28, 790	7
大阪府 (梅田LS、 他2LS)	英会話その他	教室設備	67, 649 (921. 05 m²)	121	9, 206	67, 975	144, 952	30
兵庫県 (神戸LS)	英会話 その他	教室設備	18, 817 (262. 80 m²)	838	10, 493	18, 126	48, 276	6
京都府 (京都LS)	英会話 その他	教室設備	14, 754 (296. 68 m²)	1, 102	12, 698	22, 614	51, 170	6
愛知県 (栄LS)	英会話その他	教室設備	22, 381 (348. 70 m²)	_	1, 158	26, 152	49, 691	10
LS計		_	521, 971 (8283. 47 m²)	25, 687	170, 018	661, 629	1, 379, 307	282
本社 (東京都渋谷区)	_	事務所	21, 961 (1509. 15 m²)	_	73, 068	53, 112	148, 143	152
旧本社 (東京都目黒区)	_	事務所	35, 150 (962. 37 m²)	_	_	90, 828	125, 978	_
クオリティセンター (東京都目黒区)	_	事務所	25, 941 (152. 07 m²)	_	523	13, 088	39, 553	_
合計	_	_	605, 025 (10907. 06 m²)	25, 687	243, 610	818, 659	1, 692, 982	434

- (注) 1. 金額は、帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。
  - 2. 従業員数は、就業人員数であります。
  - 3. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
  - 4. 上記敷金及び保証金には、社宅敷金は含まれておりません。
  - 5. クオリティセンターおよび旧本社(東京都目黒区)は平成22年3月に除却予定であります。

# 3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度において確定した重要な設備の新設、除却の計画は、次のとおりであります。

# (1) 重要な設備の新設

事業所名	事業の部門	設備の内容	投資予定金	金額(千円)	着手及び完了予定年		三了予定年月
(所在地)	別の名称	以州ツバイ	総額	既支払額	方法	着手	完了
町田LS (東京都町田市)	英会話その他	教室設備	16, 040	_	自己資金	平成22年2月	平成22年4月

# (2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	事業の部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)	除却等の 予定年月日
クオリティセンター(会議室側) (東京都目黒区)	事務所	事務所の除却	25,921千円	平成22年3月
旧本社 (東京都目黒区)	事務所	事務所の除却	34, 438千円	平成22年3月
新百合ケ丘LS (川崎市麻生区)	英会話 その他	教室設備の除却	9,324千円	平成22年6月
三軒茶屋LS (東京都世田谷区)	英会話 その他	教室設備の除却	9,287千円	平成22年6月

- (注) 1. 上記記載金額には消費税等は含まれておりません。
  - 2. クオリティセンター、旧本社除却は本社移転に伴うものであります。
  - 3. 新百合ケ丘LS、三軒茶屋LS除却は、LS閉鎖、統合に伴うものであります。

# 第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
  - (1) 【株式の総数等】
  - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	160, 960	
A種優先株式	320	
計	161, 280	

# ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年3月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	43, 706	43,706(注) 1	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
第1回 A種優先株式	153	153	非上場	(注) 3
計	43, 859	43, 859	_	_

- (注) 1. 提出日現在の発行数には、平成22年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。以下同様。)により発行された株式数は、含まれておりません。
  - 2. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、当社は単元株制度を採用しておりません。
  - 3. 第1回A種優先株式(平成17年12月15日発行、平成18年5月17日一部内容変更)の内容は次のとおりであります。
    - ① 剰余金の配当
      - (a) 第1回A種優先配当金

当社は、剰余金の期末配当を行うときは、期末配当の基準日(以下「配当基準日」という。)における第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(実質株主を含む。以下、同じ。)および普通株式の登録株式質権者(以下併せて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき下記(b)に定める額の剰余金を配当する(以下「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、配当基準日の属する事業年度中に定められた別の基準日により、剰余金の配当を第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に行ったとき、または行うことが確定したときは、その額(以下「第1回A種期中優先配当金」という。)を控除した額とする。

(b) 第1回A種優先配当金の額

第1回A種優先配当金の額は、第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率(以下「第1回A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。

第1回A種優先配当年率は、(i) 平成17年12月16日から平成17年12月末日までは年率0.56%とし、(ii) 下記に定義する配当年率修正日から次回の配当年率修正日の前日までの各事業年度については、日本円TIBOR(12ヵ月物)に0.5%を加算した年率とする。第1回A種配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当年率修正日」は、平成17年12月16日以降の毎年1月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヵ月物)」とは、各配当年率修正日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)において、午前11時における日本円12ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(12ヵ月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヵ月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(12ヵ月物)に代えて用いるものとする。

# (c) 第1回A種優先中間配当金

当社は、剰余金の中間配当を行うときは、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先配当金の2分の1の金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

# (d) 累積条項

当社は、ある事業年度において第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して第1回A種優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下「第1回A種優先株式累積未払配当金」という。)については、翌事業年度における第1回A種優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対して支払うものとする。

#### (e) 非参加条項

第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

#### ② 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対し、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)および第1回A種優先株式 累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき残余財産の分配日の属する事業年度における第1回A種優先 先配当金を残余財産の分配日の属する事業年度の初日から残余財産の分配日まで(初日および分配日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額を支払う。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。第1回A種優先株主または第1回A種登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

#### ③ 議決権

配当金および累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位が第一位と定められているため、第1回A種優 先株主は、株主総会における議決権を有しない。

# ④ 株式の併合または分割

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

# ⑤ 取得請求権

# (a) 取得請求権

第1回A種優先株主は、下記(d)に定める取得請求可能株式数を限度として、第1回A種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができるものとし、かかる請求がなされた場合、当社は、法令の定めに従い、取得手続を行い、各取得請求日から30日以内に取得価額の支払いを行うものとする。

# (b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得請求日の属する事業年度の初日から取得請求日までの日数(初日および取得請求日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (c) 取得請求日

取得請求日は、毎年4月14日とする(ただし、当日が非営業日である場合、取得請求日は、その翌営業日とする。)。ただし、4月1日から取得請求日までの間に、取得請求日付けで取得請求する旨の申し出があった場合、取得請求日付で取得請求がなされたものとみなす。

#### (d) 取得請求可能株式数

取得請求可能株式数は、(i) 年度取得予定株式数(以下に定義される。)と(ii) 会社法第166条第1項に定める分配可能額で取得できる株式数のいずれか小さい方の株式数とする。

「年度取得予定株式数」は、

(i) 平成19年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の 28.2% (90株) から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、

- (ii) 平成20年の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数の75.0%(240株)から当該取得請求日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を控除した数とし、
- (iii) 平成21年以降の取得請求日になされる取得請求については、第1回A種優先株式の発行株式数 (320株) から当該取得請求が行われた日までに当社により取得された第1回A種優先株式の数を 控除した数とする.

#### (e) 取得方法

各取得請求日において、複数の者が取得請求した場合でかつ当該取得請求がなされた第1回A種優先株式の総数が取得請求可能株式数を超える場合には、当社は、下記に定める第1回A種優先株式保有割合に応じて、当該第1回A種優先株式を取得するものとする(それぞれの第1回A種優先株式保有割合に応じて割当てられる各第1回A種優先株主に対する取得請求可能株式数を、以下、「各取得請求可能株式数」という。)。なお、各取得請求日において、取得請求した株式数が各取得請求可能株式数と配えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「限度内取得請求株主」という。)と、各取得請求可能株式数を超えて取得請求をした第1回A種優先株主(以下「超過取得請求株主」という。)がある場合、当社は、(1) 各限度内取得請求株主から、その取得請求した株式数を取得し、(2) 各超過取得請求株主から、各取得請求可能株式数に加えて、限度内取得請求株主の各取得請求可能株式の総数から限度内取得請求株主が取得請求した株式数を限度に、超過取得請求株主間の第1回A種優先株式保有割合に応じてさらに割当て、取得することができる。かかる手続を経ても、なお、取得請求可能株式数に残数が生じる場合、取得請求可能株式数に充つるま

で同様の手続を行なう。
取得株式数に端数が生じる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。

取得株式数に端数が生しる場合等は、抽選その他合理的な方法により取得株式数の決定を行う。 第1回A種優先株式保有割合とは、取得請求をした取得請求日の直近の配当基準日において、当該取得 請求をした者が保有する第1回A種優先株式の、残存する第1回A種優先株式の総数に対する割合を意 味する。

#### ⑥ 取得条項

## (a) 取得条項

当社は、いつでも第1回A種優先株主の意思にかかわらず、第1回A種優先株主およびその第1回A種登録株式質権者から、当社が別に定める日(以下「取得日」という。)から2週間前までに通知を行った上で、第1回A種優先株式の全部または一部を当該取得日に取得することができる。一部取得の場合は、各第1回A種優先株主の所有する株式数に応じた比例按分方式その他合理的方法により行う。

# (b) 取得価額

取得価額は、1株につき第1回A種優先株式の払込金額(1,000万円)の100%および第1回A種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、1株につき第1回A種優先配当金を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)を加算した額とする。ただし、当該取得日の属する事業年度において第1回A種期中優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### ⑦ 優先順位

第1回 A 種優先株式の優先配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は、第一順位とする。

⑧ 種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会 当社は、会社法第322条第1項各号に定める事項につき、種類株主総会の決議を要しない旨についての定款 の定めはない。

# (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権/平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	616 (注) 1	584(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,232 (注) 1・2・3	1,168 (注) 1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000 (注) 2 • 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日~ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	_

- (注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。
  - 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額  $\times$   $\frac{1}{分割・併合の比率}$ 

- 5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
- 6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする
  - ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新 株予約権を行使できないものとする。
  - ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

# ② 第2回新株予約権/平成17年3月30日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,007(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,014 (注) 1・2・3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,000 (注) 2 · 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年11月20日~ 平成23年11月20日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 71,000 資本組入額 35,500 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	_

- (注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数であります。
  - 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

- 5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日 開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役 会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
- 6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ)新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
  - ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新 株予約権を行使できないものとする。
  - ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

# ③ 第3回新株予約権/平成17年8月25日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200 (注) 1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日~ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額  $\times$   $\frac{1}{分割・併合の比率}$ 

- 4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成 18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となってお ります。
- 5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新 株予約権を行使できないものとする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

④ 第4回新株予約権/平成17年12月12日開催の臨時株主総会

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	1, 706	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,412 (注) 1 · 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 1 · 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日~ 平成24年12月14日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 2. 新株予約権発行後、下記(注) 3により行使価額が調整された場合には、次に定める算式により割当株式数を調整し、調整により生ずる1株未満の端数株式はこれを切り上げるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 調整後行使価額

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

また、本新株予約権発行後、当社が、①時価を下回る価額で当社株式を発行しあるいは当社の保有する当社株式を処分する場合(以下、株式会社GABA第1回A種優先株式の発行ならびに②ないし④規定の証券の行使または転換による場合を除く)、②時価を下回る価額をもって当社株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合(以下、平成17年12月15日付で発行される第5回新株予約権6個を除く)、③時価を下回る価額をもって当社株式に転換されるあるいは転換しうる証券を発行する場合、または④これらに類する証券等を発行する場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、②の場合には発行される新株予約権の発行価額および当該新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額の合計額、③の場合には転換価額、④の場合には当社の株式を取得するために必要な金額を次の算式の「1株あたりの発行または処分価額」として、また「発行または処分株式数」については②ないし④に規定する新株予約権その他の証券等が全て発行日に行使または転換されたものとみなして調整後行使価額を計算する。

 既発行

 発行または × 1株あたりの発行

 株式数 \* または処分価額

 時価

調整後 = 調整前 行使価額 行使価額

既発行株式数 + 発行または処分株式数

上記の他、当社は、本新株予約権発行後に、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額につき、適切と認められる調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整の金額および方法は合理的なものでなければならない。

- 4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年12月15日~平成24年12月14日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)が権利行使期間の開始日となっております。
- 5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 各新株予約権の一部行使はできないこととする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
- 6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関しては、次のような、「当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転に基づく新株予約権の完全親会社による承継及び承継後の新株予約権の内容に関する決定方針」が定められております。
  - イ) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または 株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。
  - ロ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に 応じて調整し、調整の結果生じる1株未満の端数株式は、これを切り捨てるものとする。
  - ハ) 承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の種類及び数並びに平成13年改正旧商法第 280条ノ20第4号から第8号に掲げる事項については、新株予約権の発行の条項に従い、必要最小限かつ 合理的な範囲で調整を行うものとする。
  - 二) 承継後の新株予約権のその他の権利行使の条件は、原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
- 7. 当社は、未行使の新株予約権を取得し、保有する場合には、いつでも、取締役会の決議により、当該新株予 約権を無償で消却することができるものとする。

# ⑤ 第5回新株予約権/平成17年12月12日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	12 (注) 1・2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	75,000 (注) 1・3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日~ 平成28年12月1日(注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 37,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	-

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額  $\times$   $\frac{1}{分割・併合の比率}$ 

- 4. 新株予約権の行使期間は、当社が新規株式公開をした日より10年間と定められており、当社普通株式が平成 18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から10年間となってお ります。
- 5. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新 株予約権を行使できないものとする。
  - ロ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

# ⑥ 第6回新株予約権/平成18年1月18日開催の臨時株主総会

区分	事業年度末現在 (平成21年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年2月28日)
新株予約権の数(個)	89(注) 1	89(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	178 (注) 1・2・3	178 (注) 1・2・3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250,000 (注) 2 · 4	同左
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日~ 平成23年12月1日(注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を他に譲渡するに は当社の取締役会の承認を要 する。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	_	_

- (注) 1. 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議による新株予約権および新株発行予定数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数のことであります。
  - 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、当初は1株でしたが、平成18年3月15日開催の取締役会決議により平成18年5月15日付で普通株式1株を2株とする株式分割をおこなっており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は2株となっております。また、上記表に記載の、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額は、本株式分割により調整された金額を記載しております。
  - 3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が新設分割または吸収分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。当社がその他必要と認める株式の数の調整を行った場合も同様とする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額  $\times$   $\frac{1}{分割・併合の比率}$ 

- 5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日~平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
- 6. 新株予約権の行使についての条件は、以下のとおりとする。
  - イ)新株予約権の行使期間に行使できる新株予約権は、「新株予約権付与契約」締結時点においては、発行する新株予約権の総数のうちの20%までに限定され、以後、1年経過するごとに20%ずつ増加するものとする。
  - ロ) 「新株予約権付与契約」の定めに従い、当社の取締役会において新株予約権の消却を決議したときは、新 株予約権を行使できないものとする。
  - ハ) その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株 予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 適用はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成17年1月1日 (注) 1	4, 800	5,000	190, 000	200, 000	_	_
平成17年3月28日 (注) 2	15, 000	20,000		200, 000	_	_
平成17年12月15日 (注) 3	320	20, 320	1,600,000	1,800,000	1, 600, 000	1, 600, 000
平成18年1月24日 (注)4	_	20, 320	△1, 600, 000	200, 000	△1,550,000	50, 000
平成18年5月15日 (注)5	20,000	40, 320		200, 000	_	50, 000
平成18年11月30日 (注) 6	3, 000	43, 320	369, 675	569, 675	369, 675	419, 675
平成18年12月1日~ 平成18年12月31日 (注) 7	52	43, 372	1,846	571, 521	1,846	421, 521
平成19年3月29日 (注)8	△93	43, 279	_	571, 521	_	421, 521
平成19年1月1日~ 平成19年12月31日 (注) 7	644	43, 923	22, 862	594, 383	22, 862	444, 383
平成20年3月27日 (注) 9	△49	43, 874	_	594, 383	_	444, 383
平成20年1月1日~ 平成20年12月31日 (注) 7	10	43, 884	355	594, 738	355	444, 738
平成21年1月1日~ 平成21年12月31日 (注)10	△25	43, 859	_	594, 738	_	444, 738

#### (注) 1. 吸収合併に基づく増加であります。

合併比率 : テイクオフジャパン1号投資事業有限責任組合が保有していた旧株式会社GABAの普通株式 1,743株に対して、当社の普通株式4,800株を割当てております。なお、当社の所有していた旧

株式会社GABAの株式2,787株については合併時に消却しております。

2. 普通株式の株式分割(1:4)によるものであります。

3. 有償第三者割当増資によるものであります。

発行株式 : 第1回A種優先株式 320株

割当先 :株式会社大和証券グループ本社 200株、有限会社ジュピターインベストメント(現 合同会社

ジュピターインベストメント) 120株

払込金額(発行価額):1株当たり10,000千円

資本組入額: 1株当たり5,000千円

4. 無償減資および資本準備金減少によるものであります。

5. 普通株式の株式分割(1:2)によるものであります。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式)によるものであります。

発行価格 : 265,000円 引受価額 : 246,450円 発行価額 : 212,500円 資本組入額: 123,225円

- 7. 新株予約権行使による増加であります。

(参考:平成17年1月1日の吸収合併以前の当社(当時NIFキャピタルパートナーズA株式会社(形式的な存続会社))の発行済株式総数、資本金の推移)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)	摘要
平成16年6月16日	200	200	10,000	10,000	_	_	設立

#### (6)【所有者別狀況】

#### ① 普通株式

平成21年12月31日現在

	株式の状況					光二十海州			
区分	区分 政府および 地方公共団				外国法人等		個人その他	計	単元未満株 式の状況 (株)
	体	並開が対判	引業者	人	個人以外	個人	個人での他	ĒΙ	(1/4)
株主数 (人)	_	4	11	20	3	9	2, 032	2, 079	_
所有株式数 (株)	_	1,860	299	27, 829	81	369	13, 268	43, 706	_
所有株式数の 割合(%)	-	4. 26	0.68	63. 67	0. 19	0.84	30. 36	100.00	_

#### ② 第1回A種優先株式

平成21年12月31日現在

	株式の状況					単元未満株			
区分 政府および 地方公共団				その他の法	外国法人等		伊しるの他	<b>⇒</b> 1	単元未価休 式の状況 (株)
	体	並開が対判	引業者	人	個人以外	個人その他       個人以外	ĒΙ	1 (株)	
株主数(人)	_	_	1	1	_	_	_	2	_
所有株式数 (株)	-	_	95	58	_	_	_	153	_
所有株式数の 割合(%)	_	_	62. 1	37. 9	_	_	_	100. 0	_

## (7) 【大株主の状況】

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和SMBCキャピタル株式会社	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	26, 390	60. 17
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1, 618	3. 68
青野仲達	東京都目黒区	857	1. 95
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1番19号	800	1.82
渡邊通世	東京都目黒区	631	1. 43
GABA社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30-13	476	1.08
池田哲彌	千葉県船橋市	476	1. 08
須原清貴	東京都世田谷区	374	0.85
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号	368	0.83
アキキョシ	米国フロリダ州ケープコーラル		
常任代理人 みずほインベスターズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目10	298	0. 67
計	_	32, 288	73.61

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下のとおりであります。

平成21年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
大和SMBCキャピタル株式会社	東京都千代田区九段北1丁目8番10号	26, 390	60. 38
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,618	3. 70
青野仲達	東京都目黒区	857	1. 96
株式会社シニアコミュニケーション	東京都港区赤坂8丁目1番19号	800	1.83
渡邊通世	東京都目黒区	631	1.44
GABA社員持株会	東京都渋谷区元代々木町30-13	476	1. 08
池田哲彌	千葉県船橋市	476	1.08
須原清貴	東京都世田谷区	374	0.85
株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号	368	0.84
アキキヨシ	米国フロリダ州ケープコーラル		
常任代理人 みずほインベスターズ 証券株式会社	東京都中央区日本橋蛎殻町2丁目10 -30	298	0.68
計	_	32, 288	73.87

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している株式は、すべて信託業務にかかる株式であります。

## (8) 【議決権の状況】

## ①【発行済株式】

平成21年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 153	_	A種優先株式の内容 は、「1 株式等の 状況」の「(1) 株式 の総数等」の「② 発行済株式」の注記 3. に記載しており ます。
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,706	43, 706	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	43, 859	_	_
総株主の議決権	_	43, 706	_

## ②【自己株式等】

平成21年12月31日現在

所有者の氏名ま たは名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
_	_	_	_	_	_
計	_	_	_	_	_

#### (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権、第1回新株予約権ノ2および第1回新株予約権ノ3)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成17年3月30日		
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 121名(注)1		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
代用払込みに関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上		

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、権利行使された数および退職等により権利を喪失した数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

(第2回新株予約権および第2回新株予約権ノ2)

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年3月30日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成17年3月30日		
付与対象者の区分および人数	当社の取締役4名 および 従業員4名(注)1		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
代用払込みに関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上		

(注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。なお、付与対象者の人数は、のべ人数を記載しております。

### (第6回新株予約権)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成18年1月18日開催の当社臨時株主総会において特別決議されたものであります。

(提出日現在)

決議年月日	平成18年1月18日		
付与対象者の区分および人数	当社の従業員 45名(注)1		
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
株式の数(株)	同上		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上		
新株予約権の行使期間	同上		
新株予約権の行使の条件	同上		
新株予約権の譲渡に関する事項	同上		
代用払込みに関する事項	同上		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上		

<sup>(</sup>注) 1. 特別決議および取締役会決議により付与した人数から、退職等により権利を喪失した人数を控除した数を記載しております。

### 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式 該当事項はありません。

【株式の種類等】 会社法第155条第1号によるA種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年3月19日決議)での決議状況 (取得期間 平成21年4月3日~平成21年4月3日) (注)	25	250, 840, 186
当事業年度前における取得自己株式	_	_
当事業年度における取得自己株式	25	250, 840, 186
残存決議株式の総額及び価額の総額	_	_
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	_	_
当期間における取得自己株式	_	_
提出日現在の未行使割合 (%)	_	_

- (注) 当社定款第10条の10 (現行定款第9条の10取得条項) の規定に基づき、平成21年3月19日開催の取締役会において取得を決議し、平成21年4月3日に当該自己株式の取得を行っております。
  - (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事	業年度	当期間			
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)		
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	_	_	_	_		
消却の処分を行った取得自己株式(注) 1	25	250, 840, 186	_	_		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取 得自己株式	_	_	_	_		
その他	_	_	_	_		
保有自己株式数	_	_	_	_		

<sup>(</sup>注) 1. 平成21年4月30日開催の取締役会において消却を決議し、同日に消却の処理を行っております。

#### 3【配当政策】

当社は、平成21年12月期において当期純損失を計上し、処分可能な剰余金を有しないため、普通株式、優先株式とも当事業年度の配当を実施しておりません。

当社は、「第2事業の状況 4事業等のリスク ③当社株式に関する事項について (ハ)優先株式の発行、取得および消却について」に記載の優先株式の償還に備えるため、相当金額を留保する必要があることから、今後の具体的な利益還元の水準については、経営成績および財政状態の推移や投資等の実施状況および今後の計画を勘案し、内部留保とのバランスを考慮の上、決定していく方針であります。

なお、当社は、剰余金の配当については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。また、剰余金の配当は中間配当と期末配当の年2回であり、基準日は中間配当を毎年6月30日、期末配当を毎年12月31日とする旨をそれぞれ定めております。

#### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成17年12月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月
最高 (円)	_	276, 000	255, 000	103, 000	33, 500
最低 (円)	_	199, 000	79, 000	15, 010	13, 100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における当社普通株式の株価を記載しております。 なお、当社普通株式は平成18年12月1日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しておりますので、それ以前 については該当はなく、また当社A種優先株式はいずれの取引所にも上場しておりません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	33, 300	33, 500	32, 000	29, 000	28, 500	32, 300
最低 (円)	23, 300	29, 000	26, 650	25, 010	25, 800	26, 400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(マザーズ)における当社普通株式の株価を記載しております。

# 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式 数(株)	
				昭和63年4月平成6年5月	株式会社住友銀行(現株 式会社三井住友銀行)入行 ミシガン大学経営大学院修 士課程修了			
				平成11年5月	株式会社ジャック(現 株式会社カーチスホールディングス)入社			
				平成13年6月	同社代表取締役社長就任			
				平成14年9月	更生会社株式会社長崎屋入			
代表取締役	最高経営責任				社 社長室長 兼 経営企画		普通株式	
社長	者 (CEO)	上山健二	昭和40年5月19日	平成15年3月	室長就任 同社事業管財人代理 兼 代表取締役社長就任	(注) 1	169	
				平成20年10月	当社入社			
				T Doofer of	専務執行役員就任			
				平成20年12月	当社最高執行責任者(C00) 就任			
				平成21年3月	当社代表取締役社長就任			
				(現任)				
			当社最高経営責任者 (CEO)					
				TT. Doler o II	就任(現任)			
				平成2年10月	会計士補登録 青山監査法人(現 あらた			
						監査法人)入社		
				平成9年4月	公認会計士登録			
				平成12年5月	株式会社サイバー・コミュ			
					ニケーションズ入社			
				平成14年8月	同社執行役員 最高財務責 任者就任			
				平成16年6月	同社執行役 最高財務責任 者就任			
	常務執行役員			平成19年1月	株式会社クライテリア・コ			
取締役	最高財務責任	麻野 憲志	昭和38年8月18日		ミュニケーションズへ出向	(注) 1	普通株式	
	者 (CFO)				同社取締役 最高財務責任		39	
	(CFO)				者就任			
				平成19年8月	日本SGI株式会社入社			
				平成19年9月	管理本部長就任 同社執行役員就任			
				平成20年8月	当社入社			
				平成20年9月	当社管理部門担当常務執行			
					役員就任			
				平成20年10月	当社最高財務責任者(CF			
				平成21年3月	O)就任(現任) 当社取締役就任(現任)			
				十四八41十3万	コエル州(火水)工(火江)			

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式 数(株)
取締役	ラーニングス タジオ部門担 当執行役員	槇島 俊幸	昭和49年8月17日	平成10年4月 平成14年5月 平成14年9月 平成15年10月 平成17年6月 平成18年5月 平成18年6月	特殊技研工業株式会社入社 パデュー大学クラナート経 営大学院修士課程修了 当社入社 当社経営企画室長就任 当社経営企画部門担当常務 執行役員就任 当社取締役就任(現任) 当社経営管理部門担当常務 執行役員就任 最高財務責任者(CFO) 就任 当社IT部門担当常務執行役員 当社ラーニングスタジオ部 門担当執行役員就任(現	(注) 1	普通株式 279
取締役	サービスクオ リティー部門 担当執行役員	ブルース アンダ ーソン	昭和46年1月20日	平成9年12月 平成13年3月 平成13年5月 平成17年1月 平成18年7月	メープルリーフアカデミー 設立 同社マネージングダ イレクター就任 Australian National University 経営大学院修士課程修了 当社入社 横浜ラーニングスタジオマ ネージャー就任 当社サービス開発部門担当 執行役員就任 当社サービスクオリティー 部門担当執行役員就任(現 任)	(注) 1	普通株式 38
取締役	_	三井 拓秀	昭和23年3月5日	昭和52年4月 昭和58年5月 昭和58年8月 昭和59年9月 昭和60年6月 昭和61年6月 昭和63年8月 平成17年1月	弁護士登録 米国コロンビア大学ロー・ スクール法学修士号取得 Davis Polk & Wardwell 法 律事務所 (米国ニューヨー ク市) 勤務 Linklaters & Paines法律 事務所 (英国ロンドン市) 勤務 Bank of Tokyo International Limited (英国ロンドン市) 勤務 冨田金澤法律事務所 パートナー 三井安田法律事務所 パートナー 三井法律事務所 パートナー 三井法律事務所 パートナー (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注)1	_

役名	職名	氏名	生年月日		略壓	任期	所有株式 数(株)
				平成元年4月 平成19年4月 平成19年6月	株式会社太陽神戸銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入行 マイルストーン ターンア ラウンド マネジメント株 式会社 社外取締役就任 アイエスエス株式会社 (現 株式会社イトマンス イミングスクール) 社外取		
取締役	_	楠美公	昭和41年3月22日	平成20年4月	締役就任 エヌ・アイ・エフSMBC ベンチャーズ株式会社 (現 大和SMBCキャピ タル株式会社) 入社 事業投資本部事業投資第一 部 次長就任	(注) 1	_
		平成20年10月 平成21年3月 平成21年4月	同社経営企画部付 次長就 任 当社顧問就任 当社取締役就任 (現任) 大和SMBCキャピタル株 式会社 事業投資本部事業 投資第三部 次長就任 (現 任)				
監査役 (常勤)	_	圓谷 義郎	昭和24年2月28日	昭和46年4月 平成11年4月 平成12年5月 平成16年5月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成19年10月	大和證券株式会社 同社日比谷支店長就任 同社参与アセットマネジメント担当兼投資信託部長就 任 株式会社大和証券ビジネスセンター 常務取締役就任 日の出証券株式会社入社 専務執行役員就任 同社代表取締役専務取締役 就任 大和インベスター・リレーションズ株式会社 専務取締役就任	(注) 2	普通株式
監査役	_	加藤 勝也	昭和17年1月2日	平成21年3月 昭和40年4月 昭和52年4月 平成6年4月 平成9年7月 平成16年12月 平成17年4月	当社監査役就任(現任) 石川島播磨重工業株式会社 (現株式会社IHI)入社 IHI INC (米国ニューヨー ク現地法人)へ出向、財 務・経理・法務部担当副社 長就任 国際営業本部第4営業部部 長就任 IHI (HK)LTDへ出向、董事 長(社長)就任 石川島播磨重工業株式会社 退社 株式会社IHI 物流・鉄構 事業本部(現ロジスティックスセクター)新交通システムプロジェクト部 (非常勤嘱託) (現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 2	普通株式 37

役名	職名	氏名	生年月日		略歷	任期	所有株式 数(株)	
監査役	_	栗田 正廣	昭和22年8月29日	昭和47年4月 平成13年4月 平成13年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年11月 平成18年12月 平成20年4月	伊藤忠燃料株式会社(現伊藤忠 本社)入社 同社審査部 部長就任 ジャック・ホールディングス株式会社の一チスホールディングス株式会社の一チスホールディングス)監査役就任同社へ出向 執行役員関連会社事業本部長就任同社コンプライアンス本部長就任にはコンプライアンス本部長就任株式会社YAMATO取締役就任ISエンジニアリング株式会社東京管理部嘱託社員(現任)当社監査役就任(現任)	(注) 2	I	
	計							

- (注) 1. 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであり、現任の取締役6名は全員、平成22年3月26日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成23年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。
  - 2. 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までであります。なお、各監査役の選任時と任期は次のとおりです。

圓谷義郎氏は、平成21年3月26日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成25年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。

加藤勝也氏は、平成20年3月27日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成24年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。

栗田正廣氏は、平成22年3月26日開催の定時株主総会にて選任・就任しておりますので、その任期は平成26年3月中に開催される定時株主総会の終結の時までであります。

- 3. 取締役三井拓秀、楠美公の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4. 監査役圓谷義郎、加藤勝也、粟田正廣の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 5. 所有株式数には、役員持株会等における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。なお、提出日(平成22年3月29日)現在における役員持株会等の取得株式数を確認することができないため、平成22年2月28日現在の実質所有株式数を記載しております。
- 6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執 行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は、以下 のとおり3名で構成されております。

	氏名	担当
執行役員 (取締役と兼任)	槇島 俊幸	ラーニングスタジオ部門担当
執行役員 (取締役と兼任)	ブルース アンダーソン	サービスクオリティー部門担当
執行役員	工藤 美穂子	人事部門担当

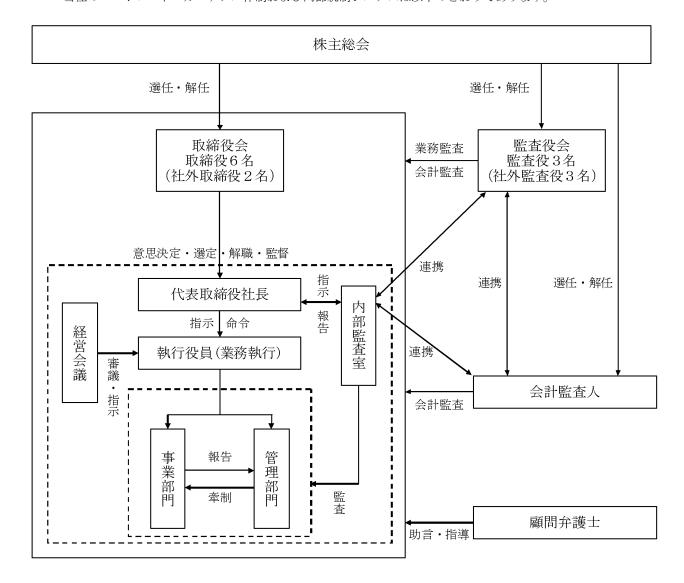
#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

- (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】
- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社のビジョンは、「最も敬愛されるグローバル・コミュニケーション・ブランドになる」ことであり、近い将来、日本はもとより世界中の人々から、「価値観の違いを超えた真のコミュニケーションを生み出すブランド」として認知されることを目指しております。そのためには、法令遵守など誠実な経営を行うことが必要であると認識しております。

当社といたしましては、社内において独断専行や不正を未然に防ぐ組織体制、取締役会および監査役のチェック機能が十分に働く体制を徹底して向上させ、経営の透明性および効率性を高めていくことで、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況 当社のコーポレート・ガバナンス体制および内部統制システムは以下のとおりであります。



#### ① 会社の機関の内容

- ・取締役会は、本書提出日現在において社外取締役2名を含む6名の取締役で構成されております。経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役や執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会は、取締役会規則に基づき、原則、毎月1回開催しておりますが、それ以外においても必要のある場合は随時開催しております。
- ・当社は取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能 を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しており、本書提出日現在において執行役

員3名が各々の担当部門の業務を執行しております。

- ・当社は監査役会設置会社であり、3名の監査役により構成される監査役会を定期的に開催しております。
- ・社内取締役4名で構成される経営会議は、経営に関する重要事項の審議を行う場として機能しており、原則として毎月2回開催しておりますが、それ以外においても必要ある場合には随時開催しております。
- ② 内部統制システムおよびリスク管理体制の整備の状況
  - ・各種社内規程を制定し、職務権限と責任を明確にするとともに、適切な牽制、モニター機能を業務プロセスに 組み込む等、適正な業務執行および財務報告の正確性を確保するための体制を整備しております。また、個人 および法人顧客情報の管理体制強化のため、従業員の意識向上、システム管理の見直し等を実施しておりま す。
  - ・管理部門では、各契約書等の法令遵守状況をチェックし、取引与信調査等の実施による潜在リスクの発見・回避等、経営リスクの管理を行っており、必要に応じて顧問弁護士より助言を得ております。また、経営状況を管理・分析し、経営に反映させるとともに、公正なディスクローズを行い、経営の透明性の向上を図る所存であります。
  - ・IT部門では、社内システム管理を行い、情報セキュリティー強化に努めております。
- ③ 内部監査および監査役監査の状況
  - ・当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は室長を含め2名で構成され、 監査役や会計監査人と連携し、社内各部門における業務活動の適正性や効率性を監査計画に則り定期監査を実 施しております。監査結果については、経営者に対し直接報告されております。
  - ・監査役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席するほか、日常の経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて取締役等の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を実施しております。また、会計監査人と連携し、決算に関する定期監査も実施しております。
- ④ 会計監査の状況
  - ・当社はあずさ監査法人との間で監査契約を締結し、定期的監査のほか会計上の課題について随時協議、確認 し、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定社員 業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一

指定社員 業務執行社員 公認会計士 園田 博之

※継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士 6名

会計士補等 5名

その他 4名

- ⑤ 社外取締役および社外監査役との関係
  - ・本書提出日現在における社外取締役である、楠美公氏は当社の主要株主である大和SMBCキャピタル株式会 社の事業投資第三部次長であります。
  - ・その他の社外取締役および社外監査役と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係などの利害関係はございません。

#### (3) 役員報酬の内容

- ・役員報酬は株主総会の決議により年間限度額が定められており、各取締役の報酬は、役位、在勤年数などをも とに、年間限度額の範囲内で取締役会の協議により決定され、各監査役の報酬は、常勤監査役・非常勤監査役 に大別された基準により年間限度額の範囲内で監査役の協議により決定しております。
- ・取締役および監査役に支払った報酬は、以下のとおりであります。

取締役 50,500千円(社内取締役) 5,000千

5,000千円(社外取締役)

監查役 17,200千円(社外監查役)

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

・当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、社外役員との間で、当社への 損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、本書提出日現在に おいて、社外取締役である三井拓秀氏、楠美公氏、社外監査役である圓谷義郎氏、加藤勝也氏、栗田正廣氏 は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。当該契約の内容は、社外取締役または社外監査役 として任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失のないときは、金500万円 または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う、と いうものであります。

#### (5) 取締役の定数および資格制限

・当社は、取締役の定数を7名以内とする旨定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては特段の定めはありません。

#### (6) 取締役の選任および解任の決議要件

・取締役の選任は議決権を行使できることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数で行う旨、ならびに累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。なお、解任につ いては会社法と異なる別段の定めはありません。

#### (7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由

(剰余金の配当等)

・当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項(自己株式の取得、資本準備金または利益準備金の減少、剰余金の処分、剰余金の配当)については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

(取締役および監査役の責任免除)

- ・当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額 の範囲内で、その責任を免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役および監査役が職 務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的 とするものであります。
- (8) 取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合の事項およびその理由 (剰余金の配当等)
  - ・当社は、「(7) 取締役会で決議できる株主総会決議事項およびその理由(剰余金の配当等)」に記載のとおり、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会で決議する旨を定款にて定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限に限定することにより機動的な資本政策を実行するためであります。

#### (9) 株主総会の特別決議要件

・当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (10) 権利関係の異なる種類株式の発行

・当社は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金、累積未払配当金ならびに残余財産の支払順位は第一位と定められている一方で株主総会における議決権を有しない、「第1回A種優先株式」を発行しております。なお、「第1回A種優先株式」の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 ②発行済株式 (注)3.」に記載のとおりであります。

### (2) 【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事	<b>美</b> 年度	当事業	<b>美年度</b>	
監査証明業務に基づく報酬 非監査業務に基づく報酬 (千円) (千円)		監査証明業務に基づく報酬 非監査業務に基づく報酬 (千円) (千円)		
_	_	26, 000	_	

## ②【その他重要な報酬の内容】 該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 該当事項はありません。

#### ④【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬につきましては、当社の規模、事業特性等を勘案し、適切な監査日数、 工数の見積りにより適切に決定しております。なお、監査報酬額の決定に際しては、監査役会の同意を得てお ります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第10期(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第11期(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)及び当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【財務諸表】 ①【貸借対照表】

前事業年度 当事業年度 (平成20年12月31日) (平成21年12月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 853, 463 1, 904, 122 売掛金 292, 725 198, 297 受講料金銭信託 2, 357, 516 2,098,191 教材 141, 499 132,030 貯蔵品 13, 457 11, 323 前払費用 138, 839 118, 177 繰延税金資産 240,004 111,740 未収還付法人税等 101,881 その他 934 6, 427 流動資産合計 3, 910, 176 4, 810, 458 固定資産 有形固定資産 建物 815, 434 801, 482 減価償却累計額 △196, 457 △161, 125 建物 (純額) 654, 308 605, 025 構築物 45,624 43,720 △18, 032 減価償却累計額  $\triangle 14,597$ 構築物 (純額) 31,026 25,687 工具、器具及び備品 666, 733 632, 035 減価償却累計額  $\triangle 301,893$ △388, 425 工具、器具及び備品(純額) 364, 840 243,610 有形固定資産合計 874, 323 1,050,174 無形固定資產 商標権 19,550 16, 150 ソフトウエア 40, 147 54,874 ソフトウエア仮勘定 11,627 24, 599 その他 729 729 無形固定資産合計 86, 781 81,627 投資その他の資産 長期前払費用 8,033 8,505 敷金及び保証金 850, 453 818, 979 繰延税金資産 32,659 22,651 その他 644 644 投資その他の資産合計 850, 308 892, 262 固定資産合計 1,806,259 2,029,219 資産合計 6, 616, 717 5, 939, 395

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前事業年度 (平成20年12月31日)	当事業年度 (平成21年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4, 629	2, 764
未払金	218, 578	192, 292
未払費用	183, 864	159, 636
未払法人税等	55, 733	_
未払消費税等	30, 897	_
前受金	3, 884, 036	5, 084, 515
預り金	40, 147	35, 460
店舗閉鎖損失引当金	104, 005	118, 555
賞与引当金	96, 355	153, 491
その他	279	969
流動負債合計	4, 618, 527	5, 747, 685
負債合計	4, 618, 527	5, 747, 685
純資産の部		
株主資本		
資本金	594, 738	594, 738
資本剰余金		
資本準備金	444, 738	444, 738
資本剰余金合計	444, 738	444, 738
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	281, 392	△170, 443
利益剰余金合計	281, 392	$\triangle 170,443$
株主資本合計	1, 320, 868	869, 032
純資産合計	1, 320, 868	869, 032
負債純資産合計	5, 939, 395	6, 616, 717

(単位:千円)

				(単位:千円)
	(自 至	前事業年度 平成20年1月1日 平成20年12月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年1月1日 平成21年12月31日)
売上高		9, 043, 474		6, 702, 189
売上原価		4, 740, 085		4, 380, 933
売上総利益		4, 303, 389		2, 321, 256
販売費及び一般管理費		<u> </u>		<u> </u>
広告宣伝費		1, 619, 640		853, 846
販売促進費		117, 672		86, 332
役員報酬		94, 017		72, 700
給料及び手当		734, 632		637, 826
法定福利費		121, 765		110, 360
旅費及び交通費		59, 757		39, 102
賃借料		216, 161		202, 290
租税公課		39, 920		35, 555
支払報酬		81, 839		45, 614
減価償却費		64, 760		64, 325
賞与引当金繰入額		36, 361		66, 291
その他		532, 609		317, 659
販売費及び一般管理費合計		3, 719, 138		2, 531, 905
営業利益又は営業損失 (△)		584, 250		△210, 649
営業外収益				
受取利息		1,880		232
有価証券利息		1, 392		_
金銭信託運用益		10,050		11,316
受取手数料		35, 047		37, 082
催事参加料		9, 005		4, 684
その他		10, 307		6, 933
営業外収益合計		67, 684		60, 249
営業外費用				
株式交付費		386		_
為替差損		_		143
営業外費用合計		386		143
経常利益又は経常損失 (△)		651, 549		△150, 543
特別損失				
固定資産除却損		*1 50, 582		*1 29, 419
店舗閉鎖損失引当金繰入額		102, 705		106, 259
減損損失		*2 26, 900		_
本社移転費用		_		5, 174
特別損失合計		180, 188		140, 853
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		471, 361		△291, 397
法人税、住民税及び事業税		212, 153		1, 456
法人税等調整額		△18, 340		△118, 256
法人税等合計		193, 812		△116, 799
当期純利益又は当期純損失 (△)		277, 548		△174, 598

## ③【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)		当事業年度 (自 平成21年1月1 至 平成21年12月3	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 人件費		1, 327, 909	28. 0	1, 275, 113	29. 1
Ⅱ 教材費	<b>※</b> 1	143, 429	3. 0	113, 648	2.6
Ⅲ 経費	<b>※</b> 2	3, 268, 746	69. 0	2, 992, 171	68.3
売上原価		4, 740, 085	100.0	4, 380, 933	100. 0

- (注) ※1 当事業年度の教材費には、テキスト評価損 7,464千円が含まれております。
- (注) ※2 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
項目	金額 (千円) 金額 (千円)	
委託報酬	2, 005, 030	1, 822, 215
賃借料	831,001	807, 677
水道光熱費	71, 638	64, 654
消耗品費	56, 002	25, 547
減価償却費	140, 485	126, 126

(単位:千円)

				(単位:十円)
	(自 至	前事業年度 平成20年1月1日 平成20年12月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年1月1日 平成21年12月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高		594, 383		594, 738
当期変動額				
新株の発行		355		_
当期変動額合計		355		_
当期末残高		594, 738		594, 738
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高		444, 383		444, 738
当期変動額				
新株の発行		355		_
当期変動額合計		355		_
当期末残高		444, 738		444, 738
その他資本剰余金		<u>`</u>		<u></u>
前期末残高		976		_
当期変動額				
自己株式の消却		△976		_
当期変動額合計		△976		_
当期末残高		_		_
資本剰余金合計				
前期末残高		445, 359		444, 738
当期変動額				
新株の発行		355		_
自己株式の消却		△976		_
当期変動額合計	1	△621		_
当期末残高		444, 738		444, 738
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高		522, 410		281, 392
当期変動額				
剰余金の配当		△27, 875		△26, 397
当期純利益又は当期純損失(△)		277, 548		$\triangle 174,598$
自己株式の消却		△490, 690		△250, 840
当期変動額合計		△241, 017		△451, 835
当期末残高		281, 392		△170, 443
利益剰余金合計				
前期末残高		522, 410		281, 392

		(単位:千円
	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
当期変動額		
剰余金の配当	△27, 875	△26, 397
当期純利益又は当期純損失(△)	277, 548	△174, 598
自己株式の消却	△490, 690	△250, 840
当期変動額合計	△241, 017	△451, 835
当期末残高	281, 392	△170, 443
自己株式		
前期末残高	_	_
当期変動額		
自己株式の取得	$\triangle 491,667$	△250, 840
自己株式の消却	491, 667	250, 840
当期変動額合計	_	_
当期末残高	_	_
株主資本合計		
前期末残高	1, 562, 153	1, 320, 868
当期変動額		
新株の発行	710	_
剰余金の配当	△27, 875	$\triangle 26,397$
当期純利益又は当期純損失(△)	277, 548	△174, 598
自己株式の取得	△491, 667	$\triangle 250,840$
自己株式の消却		_
当期変動額合計	△241, 284	△451, 835
当期末残高	1, 320, 868	869, 032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1, 236	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1, 236	_
当期変動額合計	△1, 236	_
当期末残高	<u> </u>	_
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1, 236	_
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1, 236	<del></del>
当期変動額合計	△1, 236	_
当期末残高		

				(十四:111)
	(自 至	前事業年度 平成20年1月1日 平成20年12月31日)	(自 至	当事業年度 平成21年1月1日 平成21年12月31日)
純資産合計				
前期末残高		1, 563, 389		1, 320, 868
当期変動額				
新株の発行		710		_
剰余金の配当		△27, 875		△26, 397
当期純利益又は当期純損失(△)		277, 548		△174, 598
自己株式の取得		△491, 667		△250, 840
自己株式の消却		_		_
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		△1, 236		_
当期変動額合計		△242, 521		△451, 835
当期末残高		1, 320, 868		869, 032

(単位:千円)

	前事業年度	(単位:十円) 当事業年度
	(自 平成20年1月1日	(自 平成21年1月1日
	至 平成20年12月31日)	至 平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	471, 361	△291, 39′
減価償却費	205, 246	190, 45
長期前払費用償却額	4, 649	4, 423
商標権償却	3, 399	3, 399
受取利息	△3, 272	△233
店舗閉鎖損失引当金の増減額(△は減少)	93, 330	78, 120
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△83, 832	57, 13
固定資産除却損	36, 906	20, 07
減損損失	26, 900	_
株式交付費	386	-
売上債権の増減額(△は増加)	$\triangle$ 109, 515	94, 428
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△41, 867	11,60
仕入債務の増減額(△は減少)	△1, 204	△1,86
未払金の増減額 (△は減少)	△65, 630	$\triangle 27,47$
未払費用の増減額 (△は減少)	18, 247	$\triangle 24, 22$
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9, 771	△30, 89
前受金の増減額 (△は減少)	$\triangle 549,673$	1, 200, 47
受講料金銭信託の増減額(△は増加)	$\triangle 2, 357, 516$	259, 32
預り金の増減額(△は減少)	4, 924	△4, 68
その他	5, 157	14, 66
小計	$\triangle 2, 351, 776$	1, 553, 333
利息及び配当金の受取額	3, 767	50
法人税等の支払額	△181, 117	△157, 69°
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2, 529, 127	1, 395, 684
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△205, 386	$\triangle 72, 52$
無形固定資産の取得による支出	△30, 815	$\triangle 22,783$
投資有価証券の売却による収入	501, 691	_
敷金及び保証金の差入による支出	△69, 317	$\triangle 64, 25$
敷金及び保証金の回収による収入	34, 912	95, 729
その他	$\triangle 2,594$	$\triangle 3,95$
投資活動によるキャッシュ・フロー	228, 490	△67, 78
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	198	_
自己株式の取得による支出	△491, 667	△250, 84
配当金の支払額	$\triangle$ 27, 875	$\triangle 26,39$
財務活動によるキャッシュ・フロー	△519, 345	△277, 23°
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	$\triangle 2,819,982$	
		1, 050, 659
現金及び現金同等物の期首残高	3, 673, 445	853, 463
現金及び現金同等物の期末残高	*1 853, 463	<sup>*1</sup> 1, 904, 122

## 【重要な会計方針】

工工文 ななりのする		
項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1. 受講料金銭信託の評価基 準及び評価方法	時価法を採用しております。	同左
2. たな卸資産の評価基準及	(1) 教材	(1) 教材
び評価方法	移動平均法による原価法を採用して	移動平均法による原価法(収益性の
	おります。	低下に基づく簿価切下げの方法)を採
		用しております。
	(2) 貯蔵品	(2) 貯蔵品
	最終仕入原価法を採用しておりま	同左
	す。	
3. 固定資産の減価償却の方	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
法	定額法を採用しております。	定額法を採用しております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおり	なお、主な耐用年数は以下のとおりで
	であります。	あります。
	建物 3~15年	建物 3~15年
	構築物 10~20年	構築物 10~20年
	工具、器具備及び備品 2~15年	工具、器具及び備品 2~15年
	(追加情報)	
	当社は、法人税法の改正に伴い、平成	
	19年3月31日以前に取得した資産につ	
	いては、改正前の法人税法にもとづく	
	減価償却方法の適用により取得価額の	
	5%に到達した事業年度の翌事業年度	
	より、取得価額の5%相当額と備忘価	
	額との差額を5年間にわたり均等償却	
	し、減価償却費に含めて計上しており	
	ます。これによる損益に与える影響は	
	軽微であります。	
	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
	定額法を採用しております。	同左
	なお、自社利用のソフトウェアにつ	
	いては、社内における利用可能期間	
	(主に5年)に基づいております。	
4. 繰延資産の処理方法	株式交付費	
	支出時に全額費用として処理しており	_
	ます。	

	Т	T
項目	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備 えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債 権については個別に回収可能性を勘案 し、回収不能見込額を計上しておりま す。ただし、当事業年度末において回 収不能見込額がないため、残高はあり ません。	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) 店舗閉鎖損失引当金 LS閉鎖に伴う原状回復費等の発生 に備え、その損失見込額を引当金計上 しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てる ため、賞与支払予定額のうち当事業年度 に属する支給対象期間に見合う金額を計 上しております。	(2) 店舗閉鎖損失引当金 LS閉鎖等に伴う原状回復費等の発生 に備え、その損失見込額を引当金計上し ております。 (3) 賞与引当金 同左
6. 収益の計上基準	受講料は受講期間に応じて収益を計上 し、教材は教材提供時に、また入会金は 契約時にそれぞれ収益として計上してお ります。	平成20年12月31日以前に締結した契約分については、受講料は受講期間に応じて収益を計上し、平成21年1月1日以降締結した契約分については、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスン数)消化により、役務提供が完了した時点で収益計上しております。また、教材は教材提供時に、入会金は契約時にそれぞれ収益として計上しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によって おります。	_
8. キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ケ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計方針の変更】	
前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の	明卸資産の評価に関する会計基準の適用) 棚卸資産につきましては、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 公表分企業会計基準第9号)を適けし、評価基準を移動平均法による原価法(収益性の低いに基づく簿価切下げの方法)に変更しております。ない。この変更による損益に与える影響は軽微でありまけ。  ながままれて、一般でありましたが、システム開発が、この変更による損益に与える影響は軽微でありまけ。  ながままれて、とに伴い、当事業年度より、平成21年1月1日以降締結する契約に伴うレッスン受講判については、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスンは、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスンは、受講生のレッスンポイント(受講可能レッスンな)消化により役務提供が完了した時点で収益計上する方法に変更しております。 この変更は、役務提供を完了した時点で前受金を売いまりでは、役務提供を完了した時点で前受金を売いまりでは、といる方法に変更しております。  この変更により、レッスン受講の季節的であります。  はに反映することで、より適正な期間損益計算を図るために行うものであります。 この変更により、従来と同一の方法によった場合にとい、売上高は1、158、559千円減少し、それに伴い営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度末 (平成20年12月31日)	当事業年度末 (平成21年12月31日)
※1 受講料金銭信託 毎年3月、6月、9月、12月の各月末のレッスン 未提供分受講料を基準として、その一定割合を金融 機関に信託し、会社資産とは分別して管理すること により保全しております。仮に当社の事業が継続困 難な状態に陥った場合には、受益者代理人が金融機 関に対し信託財産の償還を請求し、受益者(顧客) に対し信託財産の交付を行うこととなっておりま す。	※1 受講料金銭信託 同左
2 貸出コミットメント契約 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引 先金融機関と貸出コミットメント契約を締結してお ります。当該契約に基づく借入未実行残高は次のと おりであります。 コミットメント極度額 300,000千円 借入実行額 -千円 差引額 300,000千円	2

## (損益計算書関係)

	(自 平	前事業年度 成20年1月1日 成20年12月31日)				当事業年度 平成21年1月1  平成21年12月31	
<b>※</b> 1	固定資産除却損の	内容は、次のとお	りであります。	<b>※</b> 1	固定資産除却損	の内容は、次の	とおりであります。
	建物		22,084千円		建物		15,655千円
	構築物		4,704千円		構築物		331千円
	工具器具備品		10,116千円		工具器具備品	ı	5,786千円
	原状回復費		13,675千円		原状回復費		7,646千円
	計		50,582千円		計		29,419千円
<b>※</b> 2	当社は、当事業年	E度において、以下の	の資産について	2			
	減損損失を計上レ	いたしました。					
	用途	種類	場所			_	
	I C 田 和 /曲	建物、構築物	東京都				
	LS用設備	工具器具備品	八王子市				
	当社は、キャッ	/シュ・フローを生る	み出す最小単位				
	として、LS、I	Fを基本単位とし、	てグルーピング				
		「。その結果、営業活					
		アイナスである八王-					
		oいての判定を行っ7					
		らると判断し、減損					
		ニ計上しております。 マのとおりでありま <sup>ー</sup>					
	建物	(のとおり (めりょ	<sup>9。</sup> 15,808千円				
	構築物		801千円				
	工具器具備品		10,289千円				
	計						
		7可能無類は玉叶書	26,900千円				
	なね、質性凹り 定しております。	双可能価額は正味売売	別川徴により昇				
	足してわりより。						

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式 (株)	43, 696	10	_	43, 706	(注) 1
A種優先株式(株)	227	_	49	178	(注) 2
合計	43, 923	10	49	43, 884	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加10株は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。
  - 2. A種優先株式の発行済株式総数の減少49株は、平成20年3月27日開催の取締役会決議による第1回A種優先株式の消却によるものであります。

#### 2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	_	49	49	_	(注)
合計	_	49	49	_	

<sup>(</sup>注) A種優先株式の増加は、平成20年2月21日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また減少は、平成20年3月27日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

### 3. 新株予約権に関する事項

	新株予約権 の目的とな				当事業年		
新株予約権の内訳	る株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	度末残高 (千円)	摘要
第3回新株予約権	普通株式	200		_	200	_	
第4回新株予約権	普通株式	3, 412	_	_	3, 412	_	
第5回新株予約権	普通株式	12	_	_	12	_	
ストック・オプションと しての新株予約権						_	
合計						_	

#### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年2月21日 取締役会	A種優先株式	27, 875	122, 800. 00	平成19年12月31日	平成20年3月12日

### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月19日 取締役会	A種優先 株式	26, 397	利益剰余金	148, 300. 00	平成20年12月31日	平成21年3月11日

### 当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式 (株)	43, 706	_	_	43, 706	
A種優先株式(株)	178	_	25	153	(注)
合計	43, 884	_	25	43, 859	

(注) A種優先株式の発行済株式総数の減少25株は、平成21年4月30日開催の取締役会決議による第1回A種優 先株式の消却によるものであります。

### 2. 自己株式に関する事項

	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
A種優先株式(株)	_	25	25	_	(注)
合計	_	25	25	_	

(注) A種優先株式の増加は、平成21年3月19日開催の取締役会決議による取得条項付株式の一部取得によるものです。また減少は、平成21年4月30日開催の取締役会にて決議された消却によるものです。

### 3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の自己の目的とな		新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年	
新株予約権の内訳	る株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	度末残高 (千円)	摘要
第3回新株予約権	普通株式	200	_	_	200	_	
第4回新株予約権	普通株式	3, 412	_	_	3, 412	_	
第5回新株予約権	普通株式	12	_	_	12	_	
ストック・オプションと しての新株予約権		,				_	
合計						_	

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月19日 取締役会	A種優先株式	26, 397	148, 300. 00	平成20年12月31日	平成21年3月11日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)			当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)			
<b>※</b> 1	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲			※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲		
	記されている科目の金額との関	係	記されている科目の金額との関係			
	(平成20年12月31日現在)				(平成21年12月31日現在)	
	現金及び預金勘定	853,463千円		現金及び預金勘定	1,904,122千円	
	現金及び現金同等物	853,463千円		現金及び現金同等物	1,904,122千円	

### (リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年1月1日	(自 平成21年1月1日
至 平成20年12月31日)	至 平成21年12月31日)
内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。	リース取引開始日が、平成21年1月1日以降のリース取引については該当事項はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成19年8月15日内閣府令第65号)附則第3条の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度末(平成20年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度末 (平成21年12月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係) 前事業年度末(平成20年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度末(平成21年12月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員2名当社従業員8名(注)3	
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株	
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	
権利行使期間	平成18年12月1日~平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日~平成23年11月20日 (注) 4	

決議年月日	平成18年 1 月18日 (第 6 回新株予約権)	平成18年 1 月18日 (第 7 回新株予約権)		
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名(注)3		
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株		
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日		
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左		
権利行使期間	平成18年12月1日~平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日~平成23年11月20日 (注) 6		

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
  - 2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
  - 3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役に就任した槇島俊幸が含まれております。
  - 4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日 開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役 会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
  - 5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日~平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
  - 6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について は、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前	(株)	_	_	_	_
前事業年度末		_	_	_	_
付与		_	_	_	_
失効		_	_	_	_
権利確定		_	_	_	_
未確定残		_	_	_	_
権利確定後	(株)				
前事業年度末		1, 564	6, 564	278	20
権利確定		_	_	_	_
権利行使		_	10	_	_
失効		208	2, 682	40	10
未行使残		1, 356	3, 872	238	10

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

### ② 単価情報

		平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (注)	(円)	71, 000	71,000	250, 000	250, 000
行使時平均株価	(円)	_	89, 983	_	_
付与日における 公正な評価単価	(円)			_	_

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

## 当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

#### (1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 203名	役員2名当社従業員8名(注)3	
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,480株	普通株式 7,470株	
付与日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	平成17年4月12日および 平成17年7月20日	
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	
権利行使期間	平成18年12月1日~平成23年12月1日 (注) 2	平成18年11月20日~平成23年11月20日 (注) 4	

決議年月日	平成18年 1 月18日 (第 6 回新株予約権)	平成18年 1 月18日 (第 7 回新株予約権)	
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 84名	当社従業員 3名(注)3	
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 346株	普通株式 30株	
付与日	平成18年1月31日	平成18年4月20日	
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	
権利行使期間	平成18年12月1日~平成23年12月1日 (注) 5	平成18年11月20日~平成23年11月20日 (注) 6	

- (注) 1. 株式分割または株式併合による調整後の株式数に換算して記載しております。
  - 2. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
  - 3. 当社従業員には、平成18年5月17日付で当社取締役に就任した槇島俊幸が含まれております。
  - 4. 新株予約権の行使期間は、当初は平成17年4月12日~平成27年4月12日でありましたが、平成18年11月20日 開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役 会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。
  - 5. 新株予約権の行使期間は、当初は平成18年1月31日~平成28年1月31日でありましたが、当社普通株式が平成18年12月1日に新規株式公開されたため、当該新規株式公開日(平成18年12月1日)から5年間となっております。
  - 6. 新株予約権の行使期間は、当初は発行日(平成18年4月20日)から10年間でありましたが、平成18年11月20日開催の取締役会において、新株予約権の行使について2/3以上の賛成により承認されたため、当該取締役会の承認日(平成18年11月20日)から5年間となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について は、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

		平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利確定前	(株)				
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					
権利確定後	(株)				
前事業年度末		1, 356	3, 872	238	10
権利確定		_	_	_	_
権利行使		_	_	_	_
失効		124	1, 858	60	10
未行使残		1, 232	2, 014	178	_

(注) 上表の株式数は、株式分割または株式併合による調整をしております。

#### ② 単価情報

		平成17年3月30日 (第1回新株予約権)	平成17年3月30日 (第2回新株予約権)	平成18年1月18日 (第6回新株予約権)	平成18年1月18日 (第7回新株予約権)
権利行使価格 (注)	(円)	71,000	71,000	250, 000	250, 000
行使時平均株価	(円)	_	_	_	_
付与日における 公正な評価単価	(円)	_	_	_	_

(注) 権利行使価格は、株式分割または株式併合による調整をしております。

(北州木云町 民水)		T	
(自 平成2	業年度 0年1月1日 0年12月31日)	(自 平成	事業年度 ネ21年 1 月 1 日 ネ21年12月31日)
1. 繰延税金資産の発生の		1. 繰延税金資産の発生の	
1. 標準税金資産の完生の   繰延税金資産(流動)	となぶ囚別の判断	1. 標準税金資産の発生の   繰延税金資産(流動	
	5 100 T H		
未払事業税	7,128千円	未払事業所税	3,672千円
未払事業所税	4,073千円	繰越欠損金	111,011千円
店舗閉鎖損失引当会	全 42,330千円	店舗閉鎖損失引当	<b>48</b> , 252千円
賞与引当金	43,464千円	賞与引当金	69,937千円
その他	14,743千円	その他	13,077千円
繰延税金資産(流動)	合計 111,740千円	繰延税金資産(流動	b) 合計 245,950千円
操延税金資産(固定)		繰延税金負債 (流重	<b>b</b> )
減価償却超過額	11,715千円	未収還付事業税	5,946千円
減損損失	20,943千円	繰延税金負債(流動	
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(流動	-,
(国人)	02,003 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	210, 001   11
		   繰延税金資産(固定	₹)
		減価償却超過額	12,801千円
		減損損失	9,380千円
		一括償却資産	469千円
		繰延税金資産(固定	
		裸延枕並頁座(回及	三)合計 22,651千円
	会計適用後の法人税等の負担率		具会計適用後の法人税等の負担率
との差異の原因となった	と主な項目別の内訳	との差異の原因となっ	った主な項目別の内訳
NI distriction in the second		AV = 1	) = ( )
	果会計適用後の法人税等の負		を計上しているため記載してお
	実効税率の100分の5以下であ	りません。	
るため、注記を省略	しております。		

#### (持分法損益等)

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

前事業年度(自平成20年1月1日 至平成20年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年1月1日 至平成21年12月31日) 該当事項はありません。

#### (1株当たり情報)

前事業年度 当事業年度 (自 平成20年1月1日 (自 平成21年1月1日 至 平成20年12月31日) 至 平成21年12月31日) 1株当たり純資産額 △11,108 円98銭 1株当たり純資産額 △15,584円78銭 1株当たり当期純損失(△) 1株当たり当期純利益 5,708 円38銭 △4,475円80銭 潜在株式1株当たり当期純利益につきましては、希薄 潜在株式1株当たり当期純利益につきましては、1株 化効果を有する潜在株式がないため、記載しておりませ 当たり当期純損失であり、希薄化効果を有する潜在株式 がないため、記載しておりません。

### (注) 1. 1株当たり純資産額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成20年12月31日)	当事業年度末 (平成21年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	1, 320, 868	869, 032
普通株式に係る期末純資産額(千円)	△485, 529	△681, 148
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当 たり純資産額の算定に用いられた普通株式 に係る期末の純資産との差額の主要な内訳 イ.普通株式よりも配当請求権又は残余 財産分配請求権が優先的な株式の払 込金額(千円)	1, 780, 000	1, 530, 000
口. 優先配当額(千円)	26, 397	20, 180
普通株式の発行済株式数(株)	43, 706	43,706
普通株式の自己株式数 (株)	_	_
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	43, 706	43, 706

### (注) 2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( $\triangle$ )の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)	当事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	277, 548	△174, 598
普通株主に帰属しない金額(千円) イ.優先配当額(千円) ロ.優先株式の償還差額(千円)	26, 397 1, 667	20, 180 840
普通株式に係る当期純利益又は当期純損 失(△) (千円)	249, 483	△195, 619
期中平均株式数 (株)	43, 704	43, 706
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たりの当期純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要	新株予約権10種類 (新株予約権の数4,550個 新株予約権の目的となる株式の 数9,100株)	新株予約権 9 種類 (新株予約権の数3,524個 新株予約権の目的となる株式の 数7,048株)

(取得株式数:9株)

(里安な仮発争家)			
前事業年 (自 平成20年 至 平成20年	1月1日	(自 至	当事業年度 平成21年1月1日 平成21年12月31日)
1. 取得条項付株式(第1回A	種優先株式)の一部取得		_
当社は、平成21年3月19日 て、当社定款第10条の10、会社 の規定に基づき、下記のとおり 年4月3日付で一部取得するこ (1) 取得の理由 優先株式の配当負担を軽減 一層の向上を図るためでありま	社法第168条および第169条 )取得条項付株式を平成21 ことを決議致しました。 することにより企業価値の		
(2) 取得の内容			
(イ) 取得日	平成21年4月3日		
(ロ) 取得する株式の種類	A種優先株式		
(ハ) 取得株式の総数	25株		
(二) 取得価額	1株につき		
	10,033,607円39.8銭		
(ホ) 取得価額の総額	250, 840, 186円		
(へ) 取得先			
株式会社大和証券グル (取得株式数:16株			
合同会社ジュピターイ	•		
(旧 有限会社ジュピタ	ーインベストメント)		
		I	

#### ⑥【附属明細表】

#### 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

#### 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	815, 434	59, 302	73, 254	801, 482	196, 457	49, 246	605, 025
構築物	45, 624	443	2, 347	43, 720	18, 032	4, 183	25, 687
工具、器具及び備品	666, 733	13, 967	48, 665	632, 035	388, 425	112, 484	243, 610
有形固定資産計	1, 527, 792	73, 714	124, 266	1, 477, 239	602, 915	165, 913	874, 323
無形固定資産							
商標権	34,000	_	_	34, 000	17, 849	3, 399	16, 150
ソフトウエア	171, 758	9,810	_	181, 568	141, 421	24, 537	40, 147
ソフトウエア仮勘定	11,627	22, 782	9,810	24, 599	_	_	24, 599
その他	729	_	_	729	_	_	729
無形固定資産計	218, 116	32, 592	9,810	240, 898	159, 271	27, 937	81, 627
長期前払費用	16, 121	3, 951	5, 045	15, 028	6, 994	4, 423	8, 033

- (注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
  - 1. 建物増加額の主な原因は、本社移転 (22,210千円)、赤羽LS(12,479千円)、大手町LS(5,606千円)の 開設、目黒LS(5,972千円)の移転によるものであります。
  - 2. 工具、器具及び備品増加額の主な原因は、I T機器投資 (7,211千円)、大手町L S (3,903千円)の開設、 I E黒L S (2,852千円)の移転によるものであります。
  - 3. 建物減少額の主な原因は、名古屋LS(30,334千円)、旧目黒LS(12,992千円)、池袋LSアネックス(8,307千円)の除却によるものであります。
  - 4. 工具、器具及び備品減少額の主な原因は、名古屋LS(21,415千円)、広尾LF(7,820千円)の除却によるものであります。

#### 【社債明細表】

該当事項はありません。

#### 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

### 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
店舗閉鎖損失引当金	104, 005	118, 555	91, 710	12, 295	118, 555
賞与引当金	96, 355	153, 491	96, 355	_	153, 491

- (注) 1. 計上理由及び金額の算定方法は「重要な会計方針に係る事項」に記載しております。
  - 2. 店舗閉鎖損失引当金の当期減少額「その他」は、LS閉鎖時の原状回復費の実際発生額が、当初見積額より少なかった事による戻入れであります。

### (2) 【主な資産及び負債の内容】

### 流動資産

### イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
普通預金	1, 404, 122
定期預金	500, 000
슴計	1, 904, 122

### 口. 売掛金 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ジャックス	54, 065
株式会社みずほ銀行	47, 296
株式会社セディナ	29, 436
ファインクレジット株式会社	16, 781
独立行政法人 工業所有権情報・研修館	11, 237
その他	39, 480
슴計	198, 297

#### 売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$ \begin{array}{c}                                     $
292, 725	5, 713, 920	5, 808, 348	198, 297	96. 70	15. 68

<sup>(</sup>注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

#### ハ. 受講料金銭信託

. 2011-2411	
区分	金額 (千円)
受講料金銭信託	2, 098, 191
合計	2, 098, 191

### 二. 教材

区分	金額(千円)
英会話テキスト(日常)	77, 375
英会話テキスト (ビジネス)	53, 777
英会話テキスト (トラベル)	877
合計	132, 030

### ホ. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
販促品等	9, 174
切手・収入印紙等	2, 149
合計	11, 323

### ② 固定資産

### イ. 敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
三井不動産ビルマネジメント株式会社	99, 029
東急不動産株式会社	53, 112
株式会社荒井商店	48, 055
株式会社ヨドバシ	41,009
川瀬不動産株式会社	40, 656
その他	537, 115
슴計	818, 979

### ③ 流動負債

# イ. 買掛金

相手先	金額(千円)	
株式会社アイディール	2, 421	
株式会社アルク	299	
株式会社ネリーズグループ	42	
슴計	2,764	

## 口. 前受金

相手先	金額 (千円)
クライアントからのレッスン受講料	5, 084, 515
슴計	5, 084, 515

## (3) 【その他】

		第1四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	第2四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第3四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第4四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日
売上高	(千円)	1, 847, 351	1, 660, 484	1, 621, 565	1, 572, 789
税引前四半期純利益又は 税引前四半期純損失(△)	(千円)	6, 381	△41, 416	△151, 638	△104, 724
四半期純利益又は四半期純 損失(△)	(千円)	2, 731	△25, 521	△79, 946	△71, 861
1株当たり四半期純損失 (△)	(円)	△69. 95	△699. 68	△1, 945. 58	△1, 760. 58

# 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで	
定時株主総会	3月中	
基準日	12月31日	
剰余金の配当の基準日	期末配当:12月31日 中間配当:6月30日 上記のほか、別途定めることもあります。	
1単元の株式数	_	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	   	
公告掲載方法	会社の公告の方法は、電子公告により行い、やむを得ない事由により電子 公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおり です。 http://www.gaba.co.jp/publication/	
株主に対する特典	毎年6月30日および12月31日現在の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された、1株以上ご所有の株主様を対象に、当社の運営する英会話スクールのレッスン購入の際にご利用いただける割引券を贈呈させていただきます。 1~2株: 5,250円(税抜 5,000円)割引券1枚3~4株:15,750円(税抜 15,000円)割引券1枚5株以上:31,500円(税抜 30,000円)割引券1枚	

### 第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は大和SMBCキャピタル株式会社であり、同社は非継続開示会社であります。

大和SMBCキャピタル株式会社の親会社等状況報告書提出日: 平成21年10月23日

#### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第10期)(自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)平成21年3月27日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

(第11期第1四半期) (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日) 平成21年5月14日関東財務局長に提出 (第11期第2四半期) (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) 平成21年8月12日関東財務局長に提出 (第11期第3四半期) (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) 平成21年11月12日関東財務局長に提出

# 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年3月26日

#### 株式会社GABA

取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 都甲 孝一 即

指定社員 公認会計士 園田 博之 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 GABAの平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの 状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年3月19日開催の取締役会において、優先株式を平成21年4月3日付で一部取得することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年3月26日

#### 株式会社GABA

取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 都甲 孝一 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 園田 博之 印 業務執行社員

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GABAの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 GABAの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの 状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

会計方針の変更 収益の計上基準の変更に記載されているとおり、会社は収益の計上基準を変更した。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社GABAの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどう かの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価 範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討すること を含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社GABAが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。